

第十回 参議院建設委員会會議録第二十二号

昭和二十六年五月二十六日(土曜日)午前十一時十八分開会

本日の会議に付した事件

○軽井沢国際親善文化観光都市建設法案(衆議院提出)

○公営住宅法案(衆議院提出)

○土地収用法案(岩沢忠恭君外六名発議)

○土地収用法施行法案(岩沢忠恭君外六名発議)

○理事(小川久義君) 只今から建設委員会を開会いたします。速記をとめて下さい。

午前十一時十九分速記中止

午後零時十一分速記開始

○理事(小川久義君) それでは速記を始めて下さい。

軽井沢国際親善文化観光都市建設法案につきまして発議者より御説明を承

○衆議院議員(黒澤富次郎君) 只今議

題となりまして軽井沢国際親善文化観光都市建設法案につきまして、提案者を代表いたしまして簡単に提案の理由を説明申し上げたいと存じます。

軽井沢の町の光に満ちた独特の高原美とぞの清澄無比な空気とは、稀に見る健康地としてその真価が認められ、国際避暑地として戦前ここに別荘を求められた大公使の数は三十六カ国に及び、宛然東亜のジュネーヴにもたとえられる国際親善の檣舞台となつたことは、皆様のすでに御承知のごとくであります。

古くは桂、大隈を初め、加藤、尾崎、鳩山、東郷等の政治家は相携えてここに居を設け、日本発展の想を練ると共に、列国大公使との親善交歓を続け日本の国際的地位の向上に努められたのであります。

更に又日本内地は勿論、東亜の各地に布教のために派遣された諸外国のキリスト教宣教師は、毎夏必ず軽井沢に集まり、世界の平和と人類の繁栄を願う合同大祈禱会を催したのであります。軽井沢は人類最高の理想をかかげ、且つこれを実現せんとする神の使徒の折りによつて清められた町であつたのであります。

軽井沢に集まつた内外人が、やがてみずから自治行政を布き、国際的に著名なるいわゆる軽井沢憲法なるものを作り、国際親善の町としてその清浄を守つたことは余りにも有名なる事実であります。

曾て日本が誤れる指導の下に戦争にかり立てられつゝあつた際において、永世中立を続けたスイスの大使ゴルジェ氏はここに留まり、連合国と日本との国交回復に努力せられたのであります。敗戦日本が徹底的に壊滅し去ることなしに、今日再建の機会に恵まれつつある原因の一つは、軽井沢の町における同大使の努力に負うものでないかと思ふのであります。

かくのごとく事例を列挙いたしますならば、軽井沢は日本が列国との親善を続け、平和の維持に寄与し得た歴史的事実を誇らかに想起することができるのであります。

けだし全人類の祈念する世界の恒久平和の実現は、国際文化の交流による民族相互の敬愛によつて達し得られるのであります。ダレス特使の来訪により、講和の締結と日本の国際場裡への復帰を目前に控へ、国際親善の町として軽井沢を復旧せんとする世論は、遠く海を隔てた各国よりも澎湃として高まりつつあるこの際、軽井沢が優れた健康地であり、国際親善に貢献した歴史的実績に鑑み、国際親善と国際文化の交流を盛んにして世界恒久平和の理想の達成に資すると共に、文化観光施設を整備充実して、外客の誘致を図り、併せていささかでも我が国の経済復興に寄与せんとするのが、本法案を提出する理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、御協賛を賜わらんことをお願いいたす次第でございます。

○理事(小川久義君) 只今提案の理由を伺いましたが審議は午後に移したいと思います。

これで休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後一時五十五分開会

○委員長(小林英三君) 只今から午前中に引き続きまして建設委員会を開会いたします。軽井沢国際親善文化観光都市建設法案を議題に供します。

○小川久義君 只今上程されました法案については、先ほど来懇談会におきまして大綱については是非審議を十分遂げておりますこと、かくて各地の法案と大体同様であると思ひますので、内容について提案者から簡単に御説明を伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(井出太郎君) それでは極めて簡単に軽井沢国際親善文化観光都市建設法案の内容を御説明申し上げます。法案は全体で七条から成ります。極めて簡単なものでございまして、すでに先例等もありま

ので、極く簡潔に申し上げます。

先ず第一に本法案の目的でございますが、これは先ほど提案者から詳しく御説明を申上げたのに尽きています。続いて計画及び事業でございますが、これは一般的な都市計画に基

くはか軽井沢に特殊な文化観光都市としてふさわしいような諸施設の計画を含むものでございます。そうしてこの事業は軽井沢町長が執行者となりまして、地方自治の精神に則つてこの完成に努力をするはに相成つております。

又この事業に對しましては国、或いは地方公共団体等の関係諸機関が積極的に援助をする、こういう規定がございまして、特に軽井沢附近には国有財産としては一万数千町歩余り国有林がございしますが、こういうふうなものもこの法律の執行の上においては特別な考慮を払つて頂いて利用し得るものはさせて頂きたい、こういう内容を持つております。

なお又報告という点に關しまして、第六條に建設大臣に對して進行状況を報告する義務を課しておりますし、又総理大臣はこの状況を毎年一回国会に報告をする、こういう規定に相成つております。まあ大体主なる内容はその程度でございます。附則に公布の期日であるとか或いは現在執行中の都市計画は、本法の発効の後には本法に基づく建設事業とみなす、こういう点、並びに住民投票の点を規定してあります。大体大ざっぱに申し上げます。内容の法案でございます。

○小川久義君 先ほど申し上げました通り、さしたる質疑もないと思ひますので、直ちに採決の……

○赤木正雄君 私はまだ質疑いたしておりませんから簡単にお伺いします。この法案が通過いたしました場合に軽井沢町の住民投票に付するとなつておりますが、住民投票に付する場合にその費用はどこから出るのでしょうか。

○衆議院議員(井出太郎君) これは提案者といまして大蔵省とも折衝をいたしましたのでございしますが、極めて僅かなものであります。町当局で負担してはどうか、こういうことでもあります。そこで町当局とも相談いたしました結果その程度のもので町で負担しても差支えない、こういう回答を得ております。

○赤木正雄君 これは憲法に基きまして、こういう住民投票をやる国費は一部を出すように思ひますがどうでしょうか。

○衆議院議員(井出太郎君) 只今の赤木委員の国費というのは、住民投票に關する費用を国費で出せ、こういうふうなお話ですね。それは大蔵省の方でも予備費の中でその程度のものは考へてもいいと、こういうふうな回答を

得ておりますが、今私の御答弁で申上げたことは、若し予算が窮乏で万が一の場合がありましてならばという、こういうことを慮つて申上げたような次第でございます。

○赤木正雄君 先ほどから申しておる通りに、憲法の建前から言うならば、やはりその一部の費用は国費から出るのであります。併しこういう法案ができるたびに、まあ軽井沢は比較的住民投票に必要な経費は少なくて済むかも知れませんが、方々でこういう法案ができた場合に、その都度その土地のために憲法に基いて国費を出すということは非常に疑点があるんです。幸いと申しますか、不仕合せと申しますか軽井沢としては町費を以て出す、それならば別に追求いたしません。こういう点に非常に異議があるというのを御了承願います。

それから一万数千町歩の国有林を普通財産として常置されると、私はこの前にこういうふうな法案の出るたびごとにこの法律の条文によつて国有財産を無償でその土地が買えるということ、これは大蔵省といたしまして又無論国有林を管理しているほうからいたしましても相当大きな問題になる。こういうことを今まで質問したのであります。今日は見えていまいませんが何か御相談あったんでしようか。

○衆議院議員(井出 太郎君) この点は赤木委員の御懸念は御尤もだと思ひます。勿論只今申上げた一万数千町歩の国有林全体をどうしようというのではなくして特にあそこは火山灰地帯でございまして、国土保安の面からも乱伐は防がなければなりませんし、且つ又

国立公園地帯でございしますので風致上からも考慮をしなければならんと思ひます。従ひましてこの法案の目的をいたします国有財産等から供与を受ける便宜というものは、例えば間伐材でありますとか極く限定されたもので結構ではないかと、この程度に考えております。

○赤木正雄君 別府市を初めとしたしまして何々国際文化都市とかそういう法案を審議して随分法案は通過いたしました。そういうことからいたしますと軽井沢のごときは最も早くお出しになるべき町だつたかも知れません。そういう点におきましては私は或いは松山とか或いは伊東、熱海、そういう都市よりもむしろ国際都市としては第一位にお考えになる都市と私は思ひますが、併し根本概念といたしまして私は多少疑問を持つていますがそれ以上質問いたしません。

○小川久義君 先ほど申上げました通り何度何度も審議を重ねておる法案でありますので、質疑を打ち切つて討論省略をいたし、直ちに採決して貰ふことの動議を提出いたします。

○委員長(小林英三君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(小林英三君) 速記を始めて下さい。只今小川委員からいたしまして、軽井沢の国際親善文化観光都市建設法案につきましては、質疑を終了したようであるからして討論を省略して直ちに採決したいという動議がございましたが御異議ありませんか。

○委員長(小林英三君) それでは只今から軽井沢国際親善文化観光都市建設法案につきまして採決をいたします。本法案に賛成の方の起立を願います。

〔起立者多数〕

○委員長(小林英三君) 多数であります。よつて本法案は可決せられました。なお本会議におきます委員長のお口頭報告の内容は先例に基きまして報告することにいたしたいと思ひますが御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) 御異議ないものと認めます。

それから成規の手續きに基きまして本案を可とせられた方は順次御署名をお願い申し上げます。

多数意見者署名

田中 一 東 隆
小川 久義 平井 太郎

○委員長(小林英三君) 御署名漏れはないものと認めます。

第三十条 建設大臣は、第二種公営住宅(第八条の規定によるものを除く。)について、左の各号に掲げる事項に関する処分をする場合においては、あらかじめ、厚生大臣と協議しなければならない。

一 第六条第二項の規定による公営住宅建設三箇年計画案の作成、同条第四項の規定による都道府県の区域ごとの公営住宅建設三箇年計画の決定及び同条第五項の規定による承認

二 第九条第二項の規定による国の補助金の交付の決定

三 第十三条第一項の規定による承認

四 第二十条の規定による家賃又は入居者の選考方法の変更命令

五 第二十四条第一項の規定による譲渡の承認又は同条第三項の規定による用途廃止の承認

附則第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 海外からの引揚者に対する応急援護のため設置した住宅及びこの法律施行の後同様の目的のため設置する住宅については、当分の間この法律の規定を適用しない。

以上であります。

この理由は第三十条を加えましたのは、本法案に規定する第二種公営住宅は第一種公営住宅の家賃を支払うことができない低額所得者に提供するものでありまして、この階層の人々に対する住宅対策は厚生大臣の所管する国民生活の保護と密接な関係を持つものでありますから、厚生大臣の協力を得て適切な運営を期することが適当と思われまふ。そこで第二種公営住宅につき

ましては、公営住宅建設三箇年計画に関する事項、国の補助金の決定、家賃及び入居者選考の問題、住宅の処分に関する事項等について建設大臣は厚生大臣と協議の上でその事務を処理することとしたのであります。

次に附則で引揚者の住宅を除外いたしましたのは、引揚者に関する対策は国の政策上引揚援護法を設けて特別な対策を講じているのであり、住宅問題も一般の住宅政策とは別個の取扱をするを必要とするのでありまして、すでにこれまでも厚生省は引揚者のために引揚者住宅を設置しておりますし、今後も当分の間は公営住宅の枠外に必要に応じて設置する必要がある。従ひまして、附則中に、引揚者住宅については当分の間、この法律の規定を適用しない旨の一項を加えることが適当と考えられます。以上が公営住宅法案修正案の提案理由であります。

○委員長(小林英三君) ほかに御意見がございせんか……。ほかに御意見はないようでございます。討論は終結したものと認めます。討論は終結したものと認めて御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) 御異議はないようであります。

それではこれより公営住宅法案につきまして採決を行います。

先ず討論中にありました田中委員の修正案を議題に供します。田中委員提出修正案に御賛成の諸君の起立を願います。

〔総員起立〕

○委員長(小林英三君) 全員であります。

〔協議〕

す。よつて田中委員の修正案は可決されしました。

次に只今採決をされました田中委員の修正案にかかる部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案全部について御賛成の諸君の起立を願います。

〔総員起立〕

○委員長(小林英三君) 全員であります。よつて公営住宅法案は修正議決と決定いたしました。なお本会議におきます委員長の口頭報告の内容等につきましてはすべて先例に従つて行いたいと思ひますが御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) 御異議はないようであります。なお又成規によりまして本案を可とされた方は順次多数意見の御署名をお願いいたします。

多数意見者署名

小川 久義 平井 太郎
赤木 正雄 深水 六郎
東 隆 田中 一
岩崎正三郎

○委員長(小林英三君) 只今より土地収用法案並びに同法施行法案を議題に供します。

先ず土地収用法施行法案の提案理由の説明を願います。

○委員外議員(岩沢忠泰君) 土地収用法施行法案の提案理由を御説明申し上げます。

新土地収用法を施行するために、土地等の収用には、収用又は使用に關する経過措置を定めて關係方面を開発する必要が生ずる次第であります。従つて、これがこの法律案を提出する理由であります。その内容の主な点は次の四点であります。第一点は旧法の規定に

よつて処分したものの、手続その他の行為は新旧の相當する規定によつてしたものとみなすといふ規定であります。

第二点は新法施行法は成るべく新法によらしむるの適當でありますので、手続の継続中のものでまだ結論の出ない問題では新法の手続によることとしたのであります。第三点は旧法によつてすでに成立している既得権はできる限りこれを保護する建前をとつて、買収権につきましては、新法施行法は旧法の規定に従ひまして、二十年以内は買受けることができることとした点であります。第四点は土地収用法を引用いたしております関連法律を技術的に改定した点であります。なお本法案につきましては、政府部内では關係各省間に十分検討いたしまして事務的には完全に意見の一致を見ている次第でございます。

以上簡單であります。提案理由を御説明申し上げまして慎重審議の上御賛成あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(小林英三君) 皆様にお諮りいたしますが、土地収用法の審議につきましては、各章ごとに質疑を続行して行きたいと思ひますが御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) それでは各章ごとに審議をいたします。各章ごとに簡單に説明をしてもらつて御質疑をお願いしようか。それでは岡田法制局第三部長。

○法制局参事(岡田武彦君) 第一章総則でございます。これは各章に共通した規定をこの総則に謳つてあります。第一条は新しい規定でございます。

が、これは民主的に私権の保護、公用の長所と両方につきまして考へておるという立法精神を謳つてあるわけであります。

第二点もやや似ておりますが、要するに土地の利用上適正且つ合理的であるときというのを前提といたしまして、こういう場合に収用又は使用することができるといふことになつておるわけであります。

次に第三条でございます。これも新しい規定でございます。現行法では不明瞭な点をこの第三条におきましては三十三号に亘りましてその根拠法律を掲げてありまして、その法律に基きましてこれ／＼の施設を行うとき、そういうときに使用又は収用ができる、そういう規定になつております。

○赤木正雄君 第三条のことは証人の話によりまして相當大きな問題であります。これをもう少し各号ごとに一つ御説明を。

○法制局参事(岡田武彦君) 第一号、これは道路法によりまして道路若しくは道路の附屬物、道路運送法はこの国会に今出ておりますからそれを置いたものであります。一般自動車道若しくは一般自動車運送事業の用に供する専用自動車道又は一般公共の用に供する駐車場、この駐車場などというのは割合に新しい施設であるかと思ひます。

第二号の河川法が適用され、若しくは準用される河川又はこれらの河川に利害のある河川又はこれらの河川に治水若しくは利水の目的を以て設置する堤防、護岸ダム、水路、貯水池その他の施設、これにつきましても、これは從來もありました点でございます。

次に三号は、砂防法に關する同種の施設、それから第四号は運河法による運河の用に供する施設。

第五号は、これにございまして主に主体を限定いたしまして、国、地方公共団体又は土地改良区が設置する農業用道路、水路、排水路、海岸堤防、灌漑用若しくは農作物の災害防止用のため池又は防風林その他こういうふうな施設をやる場合、これは事業企業者の主体をこういうふうな国、地方公共団体又は土地改良区というふうな限定したという点でございます。

第六号、これも主体を限定いたしまして、国、都道府県又は土地改良区が土地改良法によつて行う客土事業又は土地改良事業の施行に伴ひ設置する用排水機若しくは地下水源の利用に關する設備でございます。

第七号は、いわゆる国鉄が国有鐵道法によりましていろいろ／＼な業務の用に供します施設、それから日本専売公社がその法律によりましていろいろ／＼な業務の用に供します施設でございます。

第八号でございます。これは地方鐵道法によりまして地方鐵道、それから索道で一般の需要に應じまして旅客若しくは物品を運送するもの又は軌道法によりまして軌道若しくはこの軌道法が準用されます無軌道電車の用に供する施設と、こういうわけでございます。

第九号は、道路運送法による一般乗合旅客自動車運送事業又は一般路線貨物自動車運送事業の用に供する施設。第十号は、港灣法によりまして港灣施設、漁港法によりまして漁港施設でございます。

第十一号は、航路標識法によりまして航路標識、若しくは水路業務法によりまして水路測量標でございます。

第十二号は、これは国が特に決定いたしました設置いたします航空保安施設、飛行場も含めておるわけであります。

第十三号は、氣象、海象、地象又は洪水その他これに類する現象の観測又は通報の用に供する施設でございます。

第十四号は、国が電波監視のために設置する無線方位又は電波の質の測定装置。

第十五号は、国又は地方公共団体が設置する電波通信設備。

第十六号これが新しい規定でありまして、放送法による放送事業の用に供する放送設備。

第十七号は、最近出ましたところの電氣事業に關します公益事業令によりまして電氣工作又はガラス工作物。

第十八号は、水道条例によりまして水道若しくは下水道法による下水道の用に供する施設。

第十九号は、市町村が消防法によつて設置いたします消防の用に供する施設。

第二十号は、都道府県又は水防法による水防管理団体が水防の用に供する施設。

第二十一号は、学校教育法に規定いたします学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは學術研究のための施設でございます。

第二十二号は、社会教育法によりまして公民館若しくは博物館又は図書館法によりましてところの図書館を規定しておるわけであります。

第二十三号は、社会福祉事業法によりする社会福祉事業の用に供する施設、又は職業安定法によりする公共職業補導所でございます。

第二十四号は、国、地方公共団体若しくはその組合、健康保険組合若しくは同連合会、国民健康保険組合、若しくは同連合会、若しくは国家公務員共済組合若しくは共済組合連合会、これが設置いたしますところの病院、療養所、診療所、若しくは助産所、それから保健所法によりするところの保健所、若しくは医療法によりする公的な医療機関又は検疫所でございます。

第二十五号は、墓地埋葬に関する法律によりするところの火葬場。

第二十六号は、屠場法によりする屠場又は斃獣処理場等に関する法律によりする斃獣処理場。

第二十七号は、汚物掃除法によりする公共溝渠、公共便所、塵芥焼却場その他の汚物掃除に関する施設。

第二十八号は、中央卸売市場法によりする中央卸売市場。

第二十九号は、国立公園法によりする国立公園事業。

第三十号も比較的これは新しい規定でありまして、国又は地方公共団体が建築基準法によりまして住宅地域といふものを指定しますので、その住宅地域内におきましてみずから居住するため住宅を必要とする者に対して賃貸したり又は譲渡する目的で行うところの五十戸以上の一団地の住宅経営といふので、あつた方五十戸以上の一団地住宅経営といふことで制限いたしているわけでありまして。

第三十一号は、国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験

所その他直接その事務又は事業の用に供する施設であります。

第三十二号は、国又は地方公共団体が設置いたします公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設であります。

第三十三号は、今まででございますところの各号に掲げるものがございます事業のために欠くことのできない道路、橋、鉄道、軌道、索道、電線路、水路、池井その他土石の捨場とか材料の置場とか職務上常駐を必要とする職員の詰所又は宿舎その他の施設でございます。こういうふうな大規模な施設を網羅しているわけでありまして、なお、おあとから申し述べますが、事業の認定機関をこしらへる必要がある場合に、建物に多少の土地を要する場合がありするためにこの第三条に掲げてない法律があるのであります。例えて申しますと、先般公布せられました鉱業法、それから都市計画法、不良住宅地改良法といふふうなものは、その法律にいろいろな手続、特別の定めを定めまして、その他はこの土地収用法に よるといふことになつておるのであります。

第四号、これは土地収用法によりまして、収用し又は使用することができ

る事業の用に供している土地等につき

まして、更にこれを収用するといふやうなことは特別の必要がなければでき

ないという規定、この収用すべき土地

を収用又は使用することができないとい

う規定でございます。

第五号、これは本法の立て方は先ず

土地といふものを収用し又は使用する

という建前をとつておるわけでありま

すけれども、この五条におきまして、

土地以外の権利の収用又は使用につき

まして、この第五条の一項、二項、三

項にございまして、地上権その他

他つとございまして、権利とか二

号にございまして、鉱業権若しくは温泉

利用するといふふうな権利につきま

しても、必要な場合には収用又は使用が

できるという規定、これは第五条で

ございます。

第二項は、土地の上にありまする立

木、建物その他土地に定着する物件、

これにつきましては、土地と共に必要

がありまします場合には収用、使用がで

きという規定でございます。

第三項は現行法に簡単な規定はござ

いますけれどもこれを明確にいたしま

して、土地、河川の敷地又は流水、海

水その他の水を第三各号の一に規定

する事業又はこれらの用に供する、こ

れらの関係ある漁業権又は入漁権そ

他河川の敷地又は海水、その他の水を

利用する権利を制限することが必要で

あるかどうか、相当であるかどうか

におきましては、この法律の定めると

ろによりやばりこれらの収用又は使用

ができるという規定でございます。

次に第六号でございますが、これ

は土地の上にありまする立木、建物、

土地に定着する物件、これはやはりそ

の土地と共に先ほど掲げましたところ

の各種の事業の用に供することが相当

である場合におきましては、これらの

ものを収用又は使用することができ

る。

第七号は土石、砂れき、こういうふ

うなものにつきましては、やはり土地

に属するものといつまして、この法

律の定めるところによりまして収用す

ることができる、これは性質上使用は

ありませんので収用だけになつておる

わけでございます。

次に第八号につきましては、この章

以下にございまして、いろいろな字句に

つきまして定義を下しているわけでご

ざいまして、第八号の一項におきま

しては、起業家といふものはこういう

ものである、それから土地所有者とい

うものはこういうものである、関係人

とはこういうものである、というふう

に各条文中に通用する字句の解釈を下

しておるわけでございます。

次に第九号でございますが、これは

起業家の権利義務の承継、つまり起

業者が合併等によつて相続したとい

うな場合におきましても、あとの起

業者は従前の起業者が所有してあり

ますところの権利義務を承継するとい

う規定でございます。

第十号は手続の承継でございます。

これはこの法律によりまして、いろ

いろ事業の認定とか協議とか収用

関係に対する必要の申請とか、一連

の手続があるわけでございますが、そ

の途中におきましてもやはりあとの

人がこの手続を承継して行くとい

う規定でございます。

○委員長(小林英三君) 以上で説明が

終了しました。第一章につきまして御

疑をお願いいたします。

○田中一君 第三十号のこの建築

基準法といふのは今度できた公営住

宅法がその実体でございますね。

○委員外議員(岩沢忠泰君) そうで

ございます。

○田中一君 今の御説明によりま

す、都市計画法は、これは除外され

るということでございますけれども、

先般も、この都市計画法の運用が非

常なものでありまして、いろいろ問題

があるのではありませんが、できるならば

都市計画法にもこの収用法を適用して

やるようなことにならないものでしょ

うか。又法律的にどう強いとか。こ

れには都市計画法を適用しないとい

う条文はあるのですか。

○法制局参事(岡田武彦君) 私ちよ

つとさつき申上げましたが、この三

条には変更はないという意味で都市計

画法を見まして申上げたのでありま

すが、都市計画法を見ますといふと

特別の定めがありますが、あと特別

に定める以外はこの土地収用法を

適用する規定がございます。特別の

規定がない場合この法が適用される

わけでございます。

○田中一君 若し資料をお持ちで

たら、この都市計画法はどうい

う場合に生きておるのですか、御説明願

ひたいと思ひます。

○法制局参事(岡田武彦君) お手

許に配つてあります土地収用法施行

法参照条文といふのがござい

ます。土地収用法施行法の参照で

ございまして、この一頁から二

頁にかかけましたところに都市

計画法が抜かれております。これ

によりまして、第十九条に出て

おります「第十六条又ハ第十七

条ノ規定ニ依ル都市計画法ノ認

可ヲ以テ土地収用法ニ依ル事業ノ認定

ト看做ス」それから第二十

条第一項ノ協議調ハサル場合

又ハ其ノ協議ヲ為スコト能ハ

サル場合ニ於テハ事業執行者ハ

主務大臣ノ裁定ヲ求ムルコトヲ

得」とございまして、この

土地収用法施行法におきまして、

改正を加えております。

○赤木正雄君 第三條の一の道路法の
中に専用自動車道というのがあります
が、これは今までもやはり専用自動車
道等は公用として土地収用で行けたの
でしようか。

○委員外議員(岩沢忠泰君) 只今お尋
ねの道路法、自動車専用道路について
は現在の土地収用法にも掲げてありま
す。これは実は昭和二年の一部改正の
ときに収用するという事になつてお
ります。

○岩崎正三郎君 箱根の山で観光的な
専用道路をやつておりますが、あとい
うのはこの中に入るのですか。箱根の十
国峠あたりにあるのもそういういたしま
すとか、かなりこれは一部そういう営業
者に非常な権利を与えることになりま
すね、そうなりませんか。そこでもこ
でも山の中に引つ張つておいておれ
ば道を作るのだから土地を収用してく
れと言つたら私はこれは大きな問題に
なると思いますが、勿論合理且つ適正だ
というけれども、観光という上からこ
こは景色がいいから、ここは景色がい
いからといつてこれは判定にもよりま
しょうけれども。

○委員外議員(岩沢忠泰君) 今岩崎さ
んのお話の通りに専用自動車道とい
うのは、一般私企業には属してありま
すけれども、大体今までの取扱という
ものは、交通の一助とそれからもう一
つの目的は、この道路というものは公
共団体が支出するのが普通のものでは
ないけれども、特殊の箇所につきましては
こういつたような代行的に道路を作
つてその上を自動車だけを通行させ
る、従つて一般の荷車とか何とかい
うものは全然使わせないというよう

とで一種の公共団体の作る代行的の道
路、而もそれが交通機関としては主と
して自動車に限定したところ、こう
いうような意味で代行ということにつ
いて重点的に考へて土地収用のうちに
入れたのだと思ひます。

○岩崎正三郎君 先ほどの例で申し
ました箱根の十国峠あたりの道路は、特
に専用道路で普通の車が通るときには
みな料金をとられるのです。私は料
金をとつてまで通す道路にこういう特
権を与えるという事は、どうも撞着
すると思ひます。若しこういう特権を
与えるならば、そういう料金をと
らなければ通さんというやうな道路は
許可されないように私は希望するの
ですがどうでございますか。

○委員外議員(岩沢忠泰君) これは特
定の需要の専用自動車道において、特定の
需要に應ずる専用自動車を含んでい
るので、あたかも地方鉄道のレール
のような形のもので、今岩崎さんの
お話のようにそういうやうな道路に
対しては金をとらないことが一番望ま
しいことではありますけれども、併し或
特定の人がそれに或る投資をして、
その投資をペイすれば当然その条件と
して今後は無料でやるべきものだとい
うやうな条件をつけた場合もあるの
であります。併し投資してそれがペ
イできるまでは一種の電車のレールを敷
いてその上を通すというやうな意味合
で、賃金を或る期間だけとはするの
は、賃金を得るのじやないか、こうい
うふうに考へております。

○岩崎正三郎君 ではあの軌道はそこ
を人が歩くことは自由なんで、併しこ
れは道路なので、その道路を普通の自
動車が通ると料金をとられる、それは
勿論商売でそういうふうによつてお
るのだから、投資した資本の幾らかを
ペイしなければならぬということでは理
窟でありまして、併しそのた
めに土地を無理やり収用して、無理
やりといつては語弊がありますけれど
もともかく収用して、そこへ道路をつ
くつてほかの自動車を通るときに金
を取る、そうすると金を取るために
私の権利を阻害させる、抑えつけると
いうことになる、権利を抑えられる
ほうは誠にこれは悪い目に会ふので、
若しそういうことをするならばこれは
国でやるか県でやるか公共企業体で
やるか、やうなことをやるべきじや
ないかと思ひます。若しそういう収用
してまでそういう金を取つて自動車
を通さなければならぬという道路をつ
くるならば、それは必要なものな
ら……必要じやないからという企業
団体はやらぬ、それで起業者がやる、
私企業がやるのにつきましては、自分
でできないからという土地収用で
やる、私もそれは納得行かないので
すが。

○委員外議員(岩沢忠泰君) それは結
局こういうふうにお考え願へば御
得が行くのじやないかと思ひます。
例へばそういう特定の箇所に電車を敷
く、この電車の軌道につきましては、
常に土地収用の中に収用し得るやうな
ものに規定してあるものであります
が、電車を敷くほどでなくとも電車を使
わずに自動車を使う、電車の代りに自
動車の施設の部分だ、こういうふう
に考へなければ、これは当然公共的な
性格を持つておる、こういうことにな
りはしないか、こう私は考へておるの
です。

○赤木正雄君 今の岩崎委員の質問に
関連いたしまして岩崎さんのお話もそ
の通りだと思ひます。併し一面から見
ると土地収用で容易に仕事ができる
仕事ができるが、それによつてそ
の会社が利益を擧げるのだ、そういう
ほうのいわゆる土地収用法によつて仕
事をさせ得るものについて多少保護
過ぎてゐる、そういう関係がないでし
ようか。事実そこにはないといへん
かも知れませんけれども。

○委員外議員(岩沢忠泰君) そういう
今の御意見によりますれば、結局軌道
とか或いは地方鉄道とかいうやうな
のに対しては、やはり多少そういう議
論が生じて来るのじやないかと思ひ
ますけれども、というてやはり一般公
共の福祉というやうなことを広く解
釈すれば、余りにその公共的な効用だ
けにとどめるというのも余り窮屈じや
ないか、こういうふうに私は考へてお
るのです。

○赤木正雄君 それからここには林道
は一向謳つてないのですがどこかに林
道があるでしようか。若しも道路法に
よる道路が許されるのならば、当然
国のためにする林道もやはりこの土地
収用法にこれは適用していいと思ひ
ますが、どこに林道はあるでしよう。

○委員外議員(岩沢忠泰君) 林道につ
きましては森林法によつてこれを規定
いたしておりますから、これはただ一
般公共でなくして殆んど木材を出し得
る専用の性格を持つておるのですから
これは除外いたしたのです。

○赤木正雄君 昔は随分そういう林道
があつたか知りませんが、最近は一
般の道路から林道かわからん、むしろ町
の中まで林道を引つ張つて来た、こ
ういふのも随分あるんですね。単に
木材を運搬する以外に一般の交通の
用に供してゐる。でありますからそ
ういふものについてやはり……森林
法のことには一向に謳つていません
がどこかあるでしようか、私はよく
読んでいません。

○法制局参事(岡田武彦君) 今の御
質問の点でございますが、これは
問題でございます、実は森林法は国会
で審議をいたしております、これは
通るか通らんかわかりませんが、
土地収用法は仮に通りましたも相
当長い期間たちまさんと施行になり
ませんので、現行の土地収用法を運
用して行くよりかは、現在の土地収
用におきましては現行の土地収用法
を運用いたしております。いづれ
もとになりましてその整理がある
と思ひます。現在森林法案は同
国会で審議中なんです。それだ
ものでございまして、それから
新法を運用するわけに行きません
のですから。

○赤木正雄君 それは国会を通るまで
の現在の森林法に対しては、どうい
うな処置をおとりになつてゐるの
ですか。

○法制局参事(岡田武彦君) ちよつと
御質問の意味がはつきりしません
が、森林法全面改正ですか。

○赤木正雄君 森林法を全面改正する
まで、全面改正がまだ国会を通過
していませんから、現在の森林法
はあります。現行森林法です。

○法制局参事(岡田武彦君) 現行の森
林法に収用し得る規定はござい
ます。

○赤木正雄君 この十三の中
の気象、海象、この気象といふのはどうい
うこと

とか、ちよつと私わかりかねますから
はつきり解釈願います。

○政府委員(濤江操一君) 只今のお尋ねの点は私どもでは地震観測を主として考えているわけでありませう。

○赤木正雄君 地熱を利用するというふうな観点から、温泉地帯におきましては、今政府委員のお尋ね以外に、この温泉地帯の地熱観測をいたしますすが、そういうものはどういうふうになるのですか。それは気象に入るのであるのか。今の地震とは違いますがどうなりますか。

○政府委員(濤江操一君) お尋ねの趣意が、十三号に掲げてある趣旨は、一般公共のために一つの手段として、気象観測、或いは海象の観測をやるといふ建前でございまして、私の考えでは、これが一般公共に利用される観測であればやはり同様に取扱うというふうに考えます。

○赤木正雄君 先のお話は気象とは地震に関するものというふうにお話でした。私の申しますのは、無論一般公共のために大学は特に地熱の研究をするとか、そういう関係でその地温を研究する、それがためにそういうものに対しては、いわゆる気象を地震となすならば、やはり地熱も何とか又熟語がありましようが、そういうものを当然お考えになるべきだと思ひますがどうでしょう。

○政府委員(濤江操一君) 差支えないと思ひます。
○赤木正雄君 それではどういうふうに訂正なさるのです。

○政府委員(濤江操一君) 御質問の趣意は、そういう研究施設はこの十三号の適用を受けるのではないかというふう

うに考えられるのでありますが、私はその通りだと存するのであります。

○赤木正雄君 するとこの気象と言われるのは先ほどの単に地震だけじゃないのですか。

○政府委員(濤江操一君) その通りであります。

○赤木正雄君 気象は何かを含みますか。では私から申します。この気象には先ほど私が申した地熱、これを当然含んでいいのですか。

○政府委員(濤江操一君) 差支えないと思ひております。

○赤木正雄君 もう一つ、この気象は何を意味するんですか。

○政府委員(濤江操一君) これは一般の気象台で取扱つておりますやうな観測を考えておるのであります。

○赤木正雄君 最近降雪に対する研究が非常に進んでいますが、そういうことも無論公共の事業のためです。その降雪の現象に関するものはどういうふうに入りますか。

○政府委員(濤江操一君) やはり気象の一部と考えて差支えないと思ひます。なお気象の専門的な用語の上からいつて無理であれば、これに類する現象の観測ということで適用しても差支えないと思ひます。

○岩崎正三郎君 三十号のところですが、賃貸する住宅ですね、この問題で五十戸以上の集団地の住宅というやうな場合には収用を許すというやうなわけですが、どうして五十戸という規定を限つたのか、私は小さな町を考えると五十戸というのは少しあれだと思つて三十戸か二十戸でよからう、こう思うのですが、どうして五十戸というところへ標準を置いたのですか。

○法制局参事(岡田武彦君) まあ結局科学的に何戸というとは言えませんが、のでございしますが、大体五十戸以上の場合には相当の地積を要しますので、当然その土地の地主も数が殖えますのでしようし協議が調わない場合が多いのではないかとこの場合には収用し得る。それが例えば十戸以下ならいになりますれば、これは建てる場所も少いのでございしますからどこか見つけられるのではないかと、こういう場合に協議できるのではないかと、従つて相当敷を一区画に建てる場合にのみ限定したわけでございます。

○赤木正雄君 何かその問題について甚だ済みませんが、建築基準法の第四十八条第一項に規定する住居地域内、これはどういうことでありましたか。

○法制局参事(岡田武彦君) お手許に配つてあると存じますが、今度土地収用法の方の参照条文でございますが、その三十九頁をおおけになります。すとい四十八条が抜萃されております。

○政府委員(濤江操一君) 問題は非常にむづかしくなつて参ると思ひますけれども、同じ条件で同じ価格でということになれば、これは起業者の判断によつて一応甲の土地を取りたいということでありますれば、その起業者の意見や或る程度参考にするという事は考えられます。土地そのものの条件が非常に違つて来るといつたやうな関係になりますれば、これはやはり只今岡田部長から申上げましたやうな、その条件の差異を勘案いたしましたして、第二條によつて合理的な土地の利用であるかどうかということが判定の内容になりましてきまつてくる、これは土地収用委員会の重要な採決事項の一つである、こういうふうにお考えます。

○赤木正雄君 この五十戸以上とあります。この五十戸の一戸の坪数といひますか建坪、これによつて五十戸全体の大きさが非常に変つて来るわけですが、この一戸の建坪を大体どういふ基準にしておられるのですか。或いは現在の建築基準法、そういうものがあつたやうが、それと變つて来て非常に小さい建坪ということになりますと、五十戸そのものが総計して小さくなる、又大きなものになると變つて来ますが、そこに何かの基準はないのですか。それをおきめにならないと、ただ五十戸では非常に変なものである。

○政府委員(濤江操一君) 御質問の趣旨は、或る程度の坪数で一つの基準をきめる方がむしろ適當でないかと……。

○赤木正雄君 いや私の質問は、一戸の坪数を大体十坪とか、或いは十五坪とか仮に二十坪とすれば五百坪になります。仮に十坪とすれば五百坪とこういうことになりましますから、或いは一戸建の大きさは将来つまり百坪の大きさがよいところになりますと龐大な土地が要ります。その点非常に変つて来るのです。

○政府委員(濤江操一君) 立案者の趣意をいたして考えておりますことは、要するに五十戸というものを考えたのは、只今第三部長から申上げましたやうに、地域の確保上非常にむづかしいという問題が一つと、それからもう一つ五十戸という問題を考へておること、利用者の数が多いたうことが一つの公共性を裏付ける有力な原因になる、こういう二つの建前で考へております。

○赤木正雄君 その点はよくわかりました。併し今申す通りに、今のお説その通りと思ひますが、併しそれによつ

じやうな土地が二つ、或いは二つ以上ある場合にどういふ土地をこれに適用なさるか。簡単に申しますと、一方の方から運動して自分の方の土地はそういうことはされては困る、又一方の方は何も知らん運動したい、それがためにこれを適用された、こういうふうなことは規定が何かあるのですか。

○法制局参事(岡田武彦君) これは先ほど私が申上げたこの第二條の精神によりまして、全体的に見ましてその土地を当該事業の用に供することが土地の利用上適正且つ合理的であると照しまして具体的にきまつて参ることをと思ひます。

○赤木正雄君 これは後に或いは審議会となるか知りませんが、仮にこれが同じやうな土地であると見た場合に、どういふふうな決定するのですか。

○政府委員(濤江操一君) 問題は非常にむづかしくなつて参ると思ひますけれども、同じ条件で同じ価格でということになれば、これは起業者の判断によつて一応甲の土地を取りたいということでありますれば、その起業者の意見や或る程度参考にするという事は考えられます。土地そのものの条件が非常に違つて来るといつたやうな関係になりますれば、これはやはり只今岡田部長から申上げましたやうな、その条件の差異を勘案いたしましたして、第二條によつて合理的な土地の利用であるかどうかということが判定の内容になりましてきまつてくる、これは土地収用委員会の重要な採決事項の一つである、こういうふうにお考えます。

て五十戸全体の面積が或いは小さくもなり大きくもなり得るのですが、そうすると、土地を収用される人の立場になると、非常に変わって来る場合があるのです。年によつて、或いは経過によつて、今年では収用される、併し家の大きさがだん／＼変つて来て、百坪以上の大きなのでないといふ時代になりまふと、今度は変わつて来る、そういうところへ何か附則的な御研究をなさいましたか。

○委員外議員(岩沢忠泰君) 今のお言葉は、この対象は結局公共団体がやる庶民住宅のものを対象にしている。従つて、坪数は現在の基準では十二坪の建坪が平均です。従つて今度の基準法によれば、大体敷地の三割を基準にする、こういう建坪に従つて一戸あたりの建築用地としては四十坪乃至五十坪ぐらい要するのじゃないか、従つて五十坪といふことになれば四十坪になれば二十坪、こういうような計算に相成るものと思ひます。

○赤木正雄君 今の通りなんです。併し将来或いは一戸建の建坪が變つて来る、或いは三十坪要る、八十坪要る、そういうことを見通さずに現在の状況だけでこの規定は考へておるのですね。

○委員外議員(岩沢忠泰君) そうです。従つて今お説の通り、将来建築の家屋が十二坪でなくて二十坪を最小限度にするという場合においては、やはり五十坪といふものを変えなければならんと思ひます。

○委員長(小林英三君) それでは第二章に移ります。

○法制局参事(岡田武彦君) 第二章、事業の準備でございますが、これは起

業者が、あとで申します事業の認定をいたす前に、いろいろと調査をいたさなければなりませんので、その場合の立入権等につきまして規定を置いていけるわけでございます。第十一條は、実地測量等のために起業者が土地に立ち入る権利を規定しているわけでございます。これにつきましては、当該区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならぬことになつておるわけでございます。

次に第十二條でございますが、第十条によりまして許可を受けまして他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、立ち入ろうとする日の五日前までに、その日時及び場所をその管轄している市町村長に通知しなくてはならないという義務を起業者に課しているわけでございます。これも私権保護の見地から出ているわけでございます。第十二條の三項にもございますように、宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとする場合においては、その土地に立ち入ろうとする者は、立入の際あらかじめその旨を占有者に告げなければならぬ。又四項にありますが、よりに、夜は宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入つてはならないという私権保護の見地から規定を置いたわけでございます。

それに相応じまして、第十三條は、そういう保護を受けておりますに依りまして、土地の占有者は、正当な理由がない限りは、その立入を拒み、又は妨げてはならないという規定でございます。

次に第十四條、これは、そういう土地に立入りまして、測量等をやる場合におきまして、植物その他障害となる

ものがあります場合、こういう場合に、所有者及び占有者の同意を得られなかつたとき、そのときにはその障害物の所在を管轄する市町村長の許可を受けましてこれを伐ることができるといふ規定でございます。これにも第一項の後段にもございますように、この場合に、市町村長は許可を当てる前に、あらかじめ障害物の所有者及び占有者に意見を述べる機会を与えなければならぬといふふうに、十分私権保護を考へているわけでございます。

それから第十四條三項でございますが、障害物が山の奥にありまして、あらかじめ所有者及び占有者の同意を得ることが困難であり、且つ障害物の現狀を著しく損傷しないという場合におきましては、当該障害物の所在を管轄する市町村長の許可を受けまして、すぐその障害物を伐ることができるといふ規定を置いたわけでございます。

第十五條、これは立ち入ろうとする者は、身分を示す証票及び都道府県知事の許可証を携帯しなければならぬといふふうに、身分を明らかにする規定を置いているわけでございます。

○田中一君 第二十條の四、第十三條、この二点ですが、日本の土地は御承知のように南から北に延びているために、作業を日没前又は日没後にやらなければならぬ場合もあるのです。そういうところから、併しなごら例えは、そこにやぐらを組んでどうするといふ場合に、人間は立去るか知らんけれどもそこにはやぐらは残つていて、機械工具が残つていて、こういう場合はどうなりますか。

○政府委員(森江操一君) やはりその場合に先にする所があるという場合に、この規定の日没前又は日没後になつた場合はどうするか、なつた場合はどう

なるか。その場合には占有者はその人間を丸太棒を持つて追いかけて追出すといふことも可能かどうか、これは正しいものでしょうか、その点どうですか。若しもその占有者が、正当な理由で起業者が入つて来た、占有者は作業をやつていて、そのために自分の作業を非常に邪魔される、そういう場合に、それに対する補償の方法とか或いは何か、何かそういう規定がなければ無論これは占有違反です、収用されたものではないし、まだ占有者のものなんですから、これから受ける損害とか、何とかといふものはどういふふうに措置するか、この二点をお伺いしたい。

○政府委員(森江操一君) 只今の田中さんの御質問ですが、仕事をしている間に日が暮れるといふような場合には、やはりこの土地の占有者の許可を得ればやつてよろうと思ひます。それからそのときたゞ／＼この土地の占有者が何か作業をしていると、それを排除して準備のためにやるというようなことは、やはりその占有者がこれは困るといふような場合には、立入つてこの十三條は適用はできないと、こういうふうに考へております。

○田中一君 話合でもつていいとこれはよくわかります。併しなごら例えはボーリングをするといふような場合に、そこにやぐらを組んでどうするといふ場合に、人間は立去るか知らんけれどもそこにはやぐらは残つていて、機械工具が残つていて、こういう場合はどうなりますか。

○政府委員(森江操一君) やはりそのボーリングなんかをする場合においても、そこに所有者が何かの仕事をして

うな場合にも、やはり所有者の承諾を得てやらなければいけないと思ひます。それを無理やりに第十三條があるが故に準備行為として強行するといふことは、殆んど現在においてはそれはできないような状態になつております。

○田中一君 そうしますと、ボーリングの機械は簡単にはやれませんが、やぐらを組んでやらなければならぬ。そのやぐらを占有者が断つた場合には、そのやぐらを毎日々々持つて帰つて又組立てて仕事をするということがあり得るのです。結局この法律は占有者の利益を守り、権利を守り、又起業者が工事の公共性のためにスムーズにその事業が行われることが主眼だと考へるのです。その場合にそのような事態が起るといふことを残しておくといふことは法律の欠陥じゃないかと思ひます。これは何かの形でそういうことがなし得るといふ、さもなければ損害補償の問題とかでやつてもいいが、おれの方の損害をどうしてくれるといふような場合にはどうしますか。その点を明記しなければならんと思ひますが如何ですか。

○政府委員(森江操一君) そういつたようなことは若し、私どもの見通しとしては、そういうたゞボーリングなんかの機械が、やぐらを作つてボーリングを利用してその日の作業が終れば又そのやぐらを持つて帰つて又翌日やるといふような反復するようなことは殆んど現在においては行われなものでありますけれども、併し意地悪くそういう場合が起ることを想定しての御議論であります。そういう場合には当事者同士の間で了解の下にすべてのこ

とをやらなければならないと思ひます。従つてそういうたようなことをこの法文に規定するといふようなことは非常に稀なことと思ひまして、却つてそれを明記してない次第でございます。

○田中一君 あとの項までずつと読んでみますと、和解なんという言葉を使つたりなか／＼よくできてゐる。併しこの場合にそれがないといふことは大きな欠点があるように思ふわけですが、これは取用令を発動する前に、和解といふ条文もありまして話をすることができるといふことになつておりますが、この項目だけでは取用のものもこれはそこまでの単に準備期間ですから、占有者は権利を持つてゐる、その権利は、立入ることができるといふ条文になつておりますが、妨害された場合にどうするかという規定がなければ、その場合はこの一つ、つかまえて自分の土地を取られるのは御免さうむる、ボーリングされては困ると、そのために争ひとなつては困ると思ふのです。そういうことではこの法の施行の目的が達せられないと思ふ。これは何かの形で明記しなければならんと考えますが如何ですか。そういうことが今までなかつたからといつてやむべきものじやない、あつた場合にどうするといふことを考えなければならぬ。双方の利益のために考える、これが妥当だと考えますが。

○政府委員(濫江操一君) 只今田中委員のお話の点は、一つ考えておりますことはやはり常識を以て問題が解決されるということによりまして、今まで事例がないといふことをあえて取上げて規定するといふことは、立法の建前

からどうかといふように考えております。若しそういう場合が将来頻々として起ればこれはやはり法の不備として改正なり何なりをお願いするといふことを考えてもよい。それからそれと関連しまして、やはりこれは受けるほうの即ち損害賠償、これもやはり正当の補償がつくといふことであればこれはやはり問題は円満にその面から解決される。こういうことが考えられるわけでございます。その点は九十一条にも謳つてございまして、この準備行為のために占有者と土地所有者が損害を受けるという場合には、補償の途を考へてゐるわけですが、彼此関連いたしまして私どもとしましてはそういうたような場合の解決は円満にでき得るものといふふうに考へてゐるのであります。

○田中一君 お返事は満足しません。満足しませんが例へばこの法の実施に當つてもう十二分に取用される側の人間が満足する事例があつちにもこつちにもあればそういう事態が起らんとするのですが、この法の本来の精神が八分目、七分目までで施行された場合には必ず起きます。ましてや市街稠密な商業地においても、或いは父祖伝来の土地を取用される場合においてもこの問題が起きますのであり、今提案者も局長もそういうことではないといふけれども、先だつてここに参つた公述人ですが、これが小貝川の換地がないために、このやうな大きな問題が起つてゐる。このことは建設省自身がよく御存じだと思ふのです。こういう点の明記がないといふことは甚だ法の欠陥じやないかと考へるのですが、今ここで取上げて御返事を求める必要はござい

せんが、将来施行令なり何なり何らかのものをやらなければ、もうしたそれにそ八千何百万人のうちのたつた一人がそういう事態を起す場合があり得るといふことを御銘記願ひします。

○赤木正雄君 今田中委員の質問に關しまして、この第十四条に、障害となる植物又はかき、さく等を伐除する云々とありますが、これは無論測量又調査する場合に必要のことと思ひます。そういう場合にこれはあとの条項にあるか知りませんが、仮に山に入つて木を伐るといふ場合に、木の根元から木を伐つてくれればその伐つた木も利用できる。併し測量する場合に根元から伐る必要がない。もういい加減のところまですつぽ／＼伐つてしまえば伐つた木の価値もなくなる。又土地の所有者としては残された木をもう一遍伐り直さなければならぬとでもきん、こういう場合がたゞさんありますが、何かさういふことに對して規定がありま

おいて考へておりますことは、十四条の運用上そういうたような条件を附した方法によつて伐りましておなかつた損害が起るという、これが立証し得るということであれば、それは損失賠償の対象となります。それから許す条件に反しまして、伐つてもらう側の注文に反してやつたといふことであれば、これは一つの違法行為として損害賠償を請求し得るといふ建前だ、こういうふうに考へております。

○赤木正雄君 それは無論さう思ひますが、そのことをはつきりしておきませんと、先ほど申す通りこの法を適用なさる場合に、實際この法を適用する人となされるほうのい／＼な文句が起りますからばつきり念を押したので

せんが、将来施行令なり何なり何らかのものをやらなければ、もうしたそれにそ八千何百万人のうちのたつた一人がそういう事態を起す場合があり得るといふことを御銘記願ひします。

○赤木正雄君 今田中委員の質問に關しまして、この第十四条に、障害となる植物又はかき、さく等を伐除する云々とありますが、これは無論測量又調査する場合に必要のことと思ひます。そういう場合にこれはあとの条項にあるか知りませんが、仮に山に入つて木を伐るといふ場合に、木の根元から木を伐つてくれればその伐つた木も利用できる。併し測量する場合に根元から伐る必要がない。もういい加減のところまですつぽ／＼伐つてしまえば伐つた木の価値もなくなる。又土地の所有者としては残された木をもう一遍伐り直さなければならぬとでもきん、こういう場合がたゞさんありますが、何かさういふことに對して規定がありま

○政府委員(濫江操一君) 問題の一つはさういふ伐り方、伐除する方法、これについてはここには規定はいたしておりませんが、伐除する条件として市町村長の許可を必要としてゐるわけですが。さうしてそれに対しては障害物の所有者が意見を述べる機会を与へられてゐる。で、若し御懸念のやうな場合においては、障害物を伐除するについてはさういふ方法をとつてもいいといふことは、許可の前提と

○田中一君 今の主計局長のお話の障害物の伐除の場合に、土や石の場合物件の一つ一つについて許可を受けるのですか。或いはこの敷地内とか、この部分とかといつて受けるのですか。或いは地下に埋没された石を取るにも、あつたところを掘つたところがこの石が出て来た、一個出て来た、すぐにその石を取り除ける、又出て来たたら又取り除ける、何かさういふ煩雜なことではなくてさういふ方法でその許可を受けるのですか。

○政府委員(濫江操一君) これはやはり九十一条の問題でございまして、九十一条に謳つてございまして、十四条によつて障害物を伐除する、このことによつて損失を生じたときには補償しなければならぬといふ原則は規定いたしておるわけでありまして。

○赤木正雄君 速記がありますから念のために言つておきますが、さうするといふことは無論さういふ伐り方が悪い、さういふこともやはり損失の対象になりますか。これを念のためにはつきりしておきたい。

○政府委員(濫江操一君) この法律に

常識、測量するなり何なりの作業上の当然のこととして考えていいんじゃないか……。

○田中一君 どうも満足しないのです、結局こういう土地収容法に該当するような事業というのは、わからんから測量したり、わからんから掘つてみるのですが、その場合にいろいろなものが出て来る。その場合にどんなものが出るかわかんないでしょう。測量して掘つてみてわかるのです。けれども掘らなければわからんのです。その場合に本人が御免こうむるというのに市町村長の許可を受けてやるのだといつて入つて来る。一つ／＼いろいろ／＼なものが出て来る。いろいろ／＼なものが出るたびにそれを飛んで行つて許可を受けなければならんということよりは、何かもう少しこれは施行令でやるのかどうか知りませんが、何かそういうところを明確に無駄がないようにする方法があつたら結構と思いますが。

○政府委員(堀江操一君) まあ概括的には私も予見し得るものはその同意なり許可を求める際に明らかにしておく、予見し得ないものについては事後において更に同意を求めても差支えないと思ひますし、又そのために損害が起ればそれについては損失補償を講じて差支えない。

○委員長(小林英三君) 次は第三章に進みます。

○法制局参事(岡田武彦君) 第三章、事業の認定でございます。これには事業認定の手続を書いてあるのをごさいますして、先ず第十六条におきましては、起業家は、この章の定めるところに従ひまして、事業の認定を受けなければならぬという規定を置いており

ます。

次に第十七条は事業の認定を行う機関を分けて、第一項におきましては国又は都道府県が起業家である事業、それと事業を施行する土地が二以上の都道府県の区域にまたがつておる場合、これにつきましては建設大臣が事業の認定を行う。そのほか即ち一都道府県内にあります事業につきましては、その起業家を管轄する都道府県知事が認定を行うようになつております。

次に第十八条は事業の認定申請書の様式等を規定しているわけでございます。これは様式の詳細は建設省令で定めることになつておりますが、この法律におきましては、第一項にございまして、起業家の名称、事業の種類、起業地、事業の認定を申請する理由、こういうものを記載した事業認定申請書を提出することになつております。なお第二項におきましては、添付書類を詳細に、ここにございまして、事業計画書、起業地及び事業計画を表示する図面とか、起業地内に第四号に規定する土地があるとき、即ち土地を収用し得る事業にすぎない場合、そういう土地があり得る場合、つきましては、その土地に関する調査、図面及び当該土地の管理者の意見を附けるわけでございます。第四号におきましては土地の利用につきまして法令の規定による制限があるとき、例えば農地調整法等によりましていろいろと制限がございしますが、こういう場合におきましては、当該の法令の施行について権限を有する行政機関の意見、農地調整法で例えて申しますならば農地委員会の意見を附けることに

なるわけでございます。第五号は事業の施行に關して行政機関の免許、許可又は認可等の処分を必要とする場合におきましては、これらの処分があつたことを証明する書類、若しくは当該行政機関が今後免許するおかしなという意見を附けるわけでございます。

第十九条は手続的の規定でございます。この申請書に欠陥がありました場合にはこれを補正する、若しくは一定の期間内に補正をいたしません場合におきましてはこれを却下するという純粹な手続上の規定でございます。

次に第二十条は事業の認定に関する要件でございます。ここに掲げておりますような各号に該当します場合に於いては、事業の認定ができるという規定でございます。事業は第三号各号の一に掲げるものに關するものであること、起業家が当該事業を遂行する充分なる意思と能力を有する者であること、事業計画が土地の適正且つ合理的な利用に寄与するものであること、即ち先ほどの第三条の精神を諷つていふものでございまして、四号に土地を収用し、又は公益上の必要があるものであること、こういう条件が該当しなければならぬという規定を定めておるわけでございます。

第二十一条は、これも私権の保護、第二十一条、二十二条、二十三条はこれは私権の保護を十分にしようというための規定でございます。第二十一条は、建設大臣又は都道府県知事がその事業の認定をいたします場合におきまして必要があるときにおきましては、当該事業の施行に關係のある行政機関の意見を求めなければならぬという規定。

それから第二十二條は、必要があり得る場合におきまして、専門的な知識経験者の意見を求めることができるという規定。

第二十三条は、場合によりましては公聴会を開きまして一般の意見を求めなければならぬという規定でございます。

第二十四条も、やはり先ほど申し上げましたが、私権の保護の規定でございます。これは現行法にございまして、規定でございます。建設大臣又は都道府県知事、これが事業の認定に關する処分を行おうとするときにおきましては、起業地の所在します市町村長に對しましてこの事業申請書のうちで当該市町村に關係のある部分の写を送付するのでございます。そうしてそれを受取りました市町村長は、直ちに、起業家の名称、事業の種類及び起業地を公告いたしまして、公告の日から二週間その書類を公衆の縦覧に供しなればならぬのでございまして。

次に第二十五条、利害關係人が意見を提出し得ることができるといふ規定でございます。こういう前条第二項の規定による公告があり得た場合には、事業の認定について利害關係を有します者は、この二週間の縦覧期間内に都道府県知事に意見書を提出することができ、そしてこれを認めました都道府県知事は、直ちにこれを建設大臣に送付するわけでございます。

次に第二十六条は、事業の認定の告示に關する規定でございます。第二十条の規定によりまして事業の認定をいたしましたときには、建設大臣又は都道府県知事はこの旨を起業家に文書で通知すると共に、起業家の名称等を

建設大臣にありましては官報で、都道府県知事にありましては都道府県知事が定める方法、県のつまり公報で告示することになるわけでありまして。これは現行法に類似する規定がございまして。

次に第二十七条、これは新しい規定でございます。事業の認定に關する処分を行う機関についての特例を設けておるのでございまして。先ず第一項には、起業家はこういう場合におきましては建設大臣に對して事業の認定を申請することができ、どういふ場合かと申しますと、一つは都道府県知事が事業の認定を拒んだとき、もう一つは、都道府県知事が第十八条の規定によりまして事業認定申請書を受理しました日から三カ月たちまして、事業の認定に關する可否の処分をしなかつたとき、こういう場合におきましては大臣に向つて事業の申請ができることになつております。この場合におきまして、第二項にありますが、建設大臣は第一号都道府県知事が事業の認定を拒否した場合に、申請を受けました場合におきましてはあらかじめ土地調整委員会に意見を聞いた上で、事業の認定に關する処分を行わなければならぬのでございまして。それから第三項にありますが、第二項の場合、つまり可否をいづれともきめなかつた場合、この場合におきましてはあらかじめ都道府県知事の意見を聞いた上で都道府県知事に對して相當な期間を定め、事業の認定に關し更にその処分を行うことを命ずることができるとございまして。そうして第四項におきまして、都道府県知事がその命ぜられた期間内に処分を行わないときに、若しく

はこの命令、処分を更に行えということを命ずることが適当でない」と建設大臣が認められたときは、都道府県知事及び起業者にあらかじめみずからが事業の認定に関する処分を行うというところを通知した上で、自分で事業の認定に関する処分を行うことができるのでございます。そうしてこういうその通知を受けた場合におきましては、都道府県知事は、以後当該事件につき事業の認定に関する処分を行うことができないのでございます。以下手続的の規定は省略いたします。

第二十八条、事業の認定の拒否及び再審査に関する規定でございます。建設大臣又は都道府県知事が事業の認定を拒否したときには、遅滞なく、その旨を起業者に文書で通知しなければならぬのでございます。そうして、その場合拒否された起業者は、その通知を受けた日から二週間以内に、建設省令の定める様式に従いまして、事業の認定の再審査を大臣に申請することができるとでございます。この場合におきまして、前条にございまして、建設大臣はあらかじめ土地調整委員会の意見を聞いた上で、再審査の申請が理由がないと認めるときには事業の認定を拒否し、理由があると認めるときには事業の認定をしなければならないのでございます。なお申し落しましたが、土地調整委員会と申しますのは、鉱業法の施行に伴いまして土地調整委員会設置法によりましてでき上りました委員会でございます。元來の趣旨は鉱業と他の農業その他の産業との調整に関する事項を掌つておる委員会でございます。

次に第二十九条は、事業の認定の失効に関する規定でございます。二十六条の規定によりまして事業の認定の告示があり、また日付から、この起業者が三年以内に、あとに申しますところの土地細目の公告の申請をいたしませんでしたという、事業の認定はその効力を失うのでございます。これは現行法に大体同様の規定がございまして、

次に第三十条でございますが、これは事業の廃止又は変更に関する規定でございます。今までの規定によりまして事業認定の告示があつた後におきまして、何かの理由によりまして起業者が事業の全部又は一部を廃止したとか、又は変更したために土地を収用し、若しくは使用の必要がなくなつた場合におきましては、起業者は遅滞なく起業地を管轄する都道府県知事にその旨を届け出なければならぬ。それでその廃止若しくは変更したときがあとに申します土地細目の公告の後でございます。いま土地所有者、関係人がわかつておると、この土地所有者、関係人にもその旨を通知しなければならぬのでございます。この場合都道府県知事はこの届出を受取り、またときにおきましては、その事業の廃止、変更があつたことを告示いたします。そしてこの旨を建設大臣に報告しなければならないのでございます。こういう届出がない場合におきまして、都道府県知事がこういう廃止、変更がわかつた場合におきましては、あらかじめ起業者の事情を聴取した上で、以後先ほど申しましたような告示並びに大臣に対する報告をしなければならぬのでございます。こういう告示が出ますという、事業の認定はその効

力を失うのでございます。

○田中一君 二十八条と二十七条で、二十八条にはその起業の定めになつた、中止になつた場合には本人に通知をするというのですが、事業認定申請もそうですか、これは取るぞという警告なんですね。警告というよりは公告なんですね。それに対して二週間という期限がありますが、これはいづれその公告をするのは新聞広告するか、役場の前に公告するか、その公告するといふ定義で、これを伺いたい。のが一つと、それから発電工事や何かの場合、河川工事もあるという場合に新聞も遅れて来るということがある。又新聞を見ない人もあるという場合に役場へ二週間も行かない場合にはその公告を知らなかつたというようなこともあり、非常に親切な所と不親切な所が二つあるのです。何か法律的な根拠があつてこういう条文が別々に出たのかどうか、私はよく詳しく存じませんけれども、少くともこの場所を取るといふならば、取る場所の地目、所有者がわかるはずでありますから、わかつたのに対してはやはり文書で以て或いは写しを送付するといふような親切さがあつて欲しいと思ふのですが、こういう点はどういう御見解でございましょうか。

○法制局参事(岡田武彦君) お尋ねのようにこの事業認定は警告的な意味の認定でございます。そこで先ず二十六条におきまして大臣が認定しました場合においては官報で、又は都道府県知事がいたしました場合には都道府県知事の定める方法、恐らく各県に出

いか、各県が発行しております県公報に載つておることになるのじやないかと申しておきます。それから先ほどの二週間の点でございますが、この市町村長に大臣なり知事から申請書中の当該調書に關係のある部分、つまり土地の位置を書き込んだ部分の写しを送付いたしまして、市町村長がその書類を受取り、起業者の名称と事業の種類と起業地を公告いたしましてそれをみんなに知らせる、こういうことによつて大抵私権の保護はできるのじやないかと思ひます。なお具体的にあとから申しますが、土地細目の公告が出ましたときにはあとで申しますが、三十三条ぐらいになりますと、土地細目の場合になりますと具体的にわかりませんが、土地所有者、関係人にこれを一々通知するといふことに相成つておりますので、十分私権の保護はできるのじやないかと思つております。

○田中一君 これは必ず公告を建設大臣か又は都道府県知事が事業の認定をした場合には必ず通知をするといふことなんでしょうか。本人にも通知をするといふことなんでしょうか。

○法制局参事(岡田武彦君) 今申しました三十三条はあとの規定でございまして、いよいよ土地細目の公告並びに決定がございました場合の規定でございます。事業認定の場合には個々に通知はありません。

○田中一君 私はこれが一番大事じやないかと思ふのです。これは警告といふことはただそうすると、あらゆる含みを見ますと忘れてくれたほうがいい、気が付かんほうがいいといふような含みがあるのじやないかと考えるの

です。そういうことはこれは非常にいい法律ですが、立法の不親切さを現わしておるのです。どつちみち決定したの通知する、取るぞ、もらわなければならぬのだ、こういうのだぞという通知をするのが一番親切だと思うのですが、こういう点が今こゝで又再三申しまして、こゝで修正はできないでしょうが、ただこのことを御記憶願つて何らかの機会に直して頂きたいのです。それで法律上はそういう義務がないのだ、そういうことをしてはいけないうのだ、という別の法規があればこれは又何を言わんやであります。

○小川久義君 この辺で明後日午前十時からやるとしてどうですか。

○田中一君 これは非常に農民や一般大衆に關係がある法規ですから、一つ皆さんお忙しいうところですが、私希望するところは六時でも七時でもこれはやつて頂きたいと思ふのです。

○法制局参事(岡田武彦君) 事業の認定の利害關係申請書の送付及び縦覧の点についてでございますが、事業の認定という手続は御承知の通り現行法ではこういう送付、縦覧をしないことになつております。と申しますのは、事業認定という段階では大きな図面計画だけは出ておるのでございますが、収用の手続に入りまして土地細目の公告をやりましてからあとで初めてどの土地を取るかということが制度の上では規定してあるのであります。で、個々の場合におきましてはたゞ偶然の場合に特定しておるといふ場合もございしますが、事業認定の制度といたしましては、土地所有者又は関係人といふものはこれは手続の段階といたしましては、そこまで一度に飛躍いたしまし

て、すぐにその所有者又は関係人の所へまで事を運ぶことが手続上非常に工台が懸るございます。で大枠から大体定めて、まあその次だん／＼土地細目の公告をやりまして、そのあとの段階で今度は確定に公告、縦覧は勿論のこと、わかっている所有者及び関係人に確定にこれを通知をする、こういう幾つもの段階を経まして慎重な手続をとっておるわけでございます。御承知の通り現行法ではかような送付、申請書の公告の手続さえないくらいでございます。ただ一応建設大臣が申請書を見まして、その申請書の内容を検討するということで終つておるわけでございます。手続の段階といたしまして、幾つもの段階を次第々々にだんだん終て行きます、慎重な手続を運ぶということでございます。初めから事業認定の際にそういう複雑な手続をやらすという、非常に手続が混乱するわけでありまして、さような立法方針で進んで来ておるわけでございます。

○田中一君 第二十七条と第二十八条に出て来ます土地調整委員会ですね、これを見ますと、結局これは鉱区に限つたようにこの法律はなつておるのでございますが、鉱業権と採石権、この二つの問題に限定されて来るのです、そうすると一応そこに鉱区の申請があるかないか、採石権の申請があるかどうかということ調べるための諮問ですか、それともそういうことなら大体都道府県知事がわかっているはずですが、どういふわけで土地調整委員会というものが顔を出したのか、その根拠ですね、御説明をお願いしたいと思います。

○説明員(高田賢造君) 土地調整委員

会につきまして一言簡単に御説明申し上げます。事業の認定の際にあつて更に丁寧な再審をするとか、或いは訴願を受けけるというような場合に、訴願又は再審の際には慎重にすで行われた事業の認定に関する処分を判断するということをお考へしておるわけでございますが、さような慎重に、一応行政権としては最後のその内容を審査をいたしますとこの訴願又は再審査の際には、これを更に丁寧にいへる／＼の人の意見を聞くという意味から、これをたゞ／＼土地調整委員会が中立公平な委員会でございます。その制定の趣旨は、土地調整委員会の制定の趣旨は、鉱業と農業の調整のことから出発したておるのでございますが、中立公正な機関の意見を更にこれを聞いて置くという慎重な手続をとりまして、過ちのないように期した次第でございます。

○田中一君 どうも満足しませんが、一応了承しまして、どうも不思議に思ふのですが、どうしてこんなものが出るんですかね。それならばもつと別のこの土地収用というものは基本法で大きな問題です。所掌事務にですね、鉱業並びに採石権ですか、この二つのものと農業、林業というものの調整を図るということになつておるのですが、土地収用、例えばダムでございますね、これは林業でも農業でもないですね、そういう点においてどうも明確を欠いておるのですが、なぜお出しになつたか、ちよつとまあ結構でございます、時間が長くなりますから……。では一言お願いします。

○説明員(高田賢造君) 今国会で審議されております森林法におきまして、同様の趣旨におきまして土地調整

委員会の意見を聞くという条文を置いておるのでございます。同趣旨でございます。

○委員長(小林英三君) そうすると第四章。

○法制局参事(岡田武彦君) 第四章収用又は使用の手続に関する点を御説明申し上げます。これは節に分けてござい

ます。第一節が土地細目の公告及び協議でございます。

第三十一条は、現行法にもござい

ます規定でございます。具体的に細目につきますと都道府県知事に申請をするわけでございます。これは現行法と

第三十二条でございますが、これも申請する場合の申請書の内容を規定して

第三十三条、これも現行法にござ

います。第三十四条、これも現行法にござ

十二、十三等条の立入りの場合の規定を準用いたしておるわけでございます。

第三十六条でございますが、これも

現行法にございまして、土地調査及び物件調査を作成いたしまして、その場

合におきましては起業者は土地所有者及び関係人を立ち合わせた上で土地所

有者及び関係人に署名押印をさせるわけでございます。この場合に異議のあ

ります者は、異議のある旨を記して署名押印ができることになつておりま

す。以下現行法にございまして省略いたします。

それから第三十七条でございます。これは現行法にはございませ

す。これは現行法にはございませ

まして十九条の補正を命ずるとかいうふうな規定を準用いたしておるわけ

でございます。

それから第四十四条、これも現行法

にございまして、裁決申請書を市町村長に送付する。そして市町村長はそれ

を公衆の縦覧に供するという規定でござ

います。

第四十五条はこれも現行法にござ

いまして、この書類の縦覧がありますと

いうと、土地所有者及び関係人は収用

委員会に意見書を提出することができ

るという規定でございます。

第四十六条、これは審理手続の開始

に関する規定でございます。これも

現行法と同じであります。文書の縦

覧期間を経過した後に、収用委員会は

審理を開始しなければならないという

規定でございます。

第四十七条、これも現行法にござ

いまして、申請書を却下した場合の事由

を規定しておるのでございます。

それから第四十八条もやはり現行法

にございまして、つまり裁決すべき事

項をここにございまして、「収用

する土地の区域又は使用する土地の区

域並びに使用の方法及び期間」「損失

の補償」「収用又は使用の時期」「そ

の他の法律に規定する事項」につい

て必ず裁決をしなければならないとい

う規定を置いております。それからあ

と二項、三項とございまして、収用委

員会は「起業者が申立てた範囲内、

且つ、事業に必要な限度において裁決

しなければならない。」というふうな

規定が掲げられておるのでございま

す。

それから第四十九条、これは新ら

しい規定でございます。収用委員会

が四十八条に掲げておる事項について一括裁定しなければならんということにいたしますと、到底長くかかつて審理が遅れるという場合におきましては、四十八条の一項各号に掲げる即ち損失補償とか、土地の区域とか、使用の方法というふうなことにつきまして決定をやつたほうがいいと思われまうときにおきましては、そのほうだけを先決処理ができるというこれは新しい規定でございまして、審理の進行を図る意味の規定でございまして。

次に第五十条でございまして、これも新しい規定でございまして、和解という制度を新しく取入れたたのでございまして。強権的な収用、使用というのは結局最後の場合でございまして、飽くまでも当事者同志の協力を求める必要がありまして、収用委員会におきましてはその審理の途中におきまして、いつでも起業者、土地所有者及び関係人に和解を勧めることができる。そしてここにありますようないろいろの各項の規定によりまして和解が成立いたしますと、和解調書を念のために作ります。この和解調書が作成されまうときにおきましては、この法律の適用につきましては、収用又は使用の裁決があつたものとみなす。こういう効力を持たしておるわけでございまして、そうしてこの場合におきましては、「企業者、土地所有者及び関係人は、和解の成立及び内容を争うことができない。」ということになつております。

○田中一君 二点だけ伺いたいのですが、三十九条の「公告があつた日から一年以内に第四十一条の規定による裁決の申請をしないときは、土地細

目の公告は、期間満了の日の翌日から将来に向つて、その効力を失う。「これは申請しているうちにこういうことがあつたときはどういふ判定をするのですか。申請中に期間満了したら……」

○法制局参事(岡田武彦君) 御質問の趣旨は申請しておる間に期間が満了したという場合ですね。

○田中一君 そうです。

○法制局参事(岡田武彦君) これは起業者が申請を出しますれば、もうそれでよろしいのでございまして。裁決があつたと否にかかわらず効力を発生するので。

○田中一君 そうすると、申請をしておれば効力は続いて行くということにございまして。

○法制局参事(岡田武彦君) さようでございまして。

○田中一君 もう一つ、五十条の和解のことについてですが、和解と収用の関係で、和解した場合と収用を受けた場合の被収用者の損得利害の問題、和解したほうが利益であるのか或いは収用を受けたほうが利益があるのか、無論和解というのは話し合いが付いたときですが、この点について伺つておきたいのですが……

○法制局参事(岡田武彦君) 和解できまりした場合と裁決できまりした場合とは、法律上の効力が全く同一でございまして。あとは事実判断の實際の問題でございまして、これは具体的にいろいろな場合はあらうと思ひます。互譲の精神で以て起業者が思い切つて補償をたくさん出すという場合もございまして、この辺は個々の場合によつて違いますので、一概に言えないよ

うに存じております。法律上の効果は全く同様でございまして。

○田中一君 和解したほうがその被収用者がうまいんだぞというふうな扱い方をすれば、これはどうも処分しないで和解で以て物は進んで行く。そうすればこの土地収用法を生かすためにも、そういうふうにしたと、こういうつもりで伺つておるのですが……それはもう結構です。

○委員長(小林英三君) では第五章に移ります。

○法制局参事(岡田武彦君) 第五章収用委員会の規定でございまして、これは節を二つに分けまして、組織及び権限と会議の手續の規定がございまして。

第五十一条は、都道府県知事の所轄の下に、収用委員会を設置するということに規定でございまして。

五十二条におきまして、組織が規定してございまして、委員は七人を以て組織する。予備のために予備委員を置かなければならないという規定がございまして。これは民間のいわゆる学識経験者につきまして、都道府県知事の同意を得まして、都道府県知事が任命する、極めて民主的な方法によつてするのでございまして、又この途中におきまして委員の任期が満了したとか事故など生じた場合におきまして、都道府県知事の議会の閉会中であるとか、解散のため同意を得ることができない場合につきましては、知事は承認を受けませんで任命することができるとございまして。その代り任命後最初の議会です。その承認を得なければならぬようになつております。

第五十三条、委員の任期に関する規定でございまして、委員、予備委員の任期は三年ということになつております。あとは省略いたします。

第五十四条、委員の欠格事項を規定してございまして。ここに掲げておりますように、禁治産者、それから禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者、というふうな者は委員になれないという欠格事項を規定いたしてございまして。

第五十五条は、委員の身分保障に関する規定、罷免される場合につきまして限定いたしました。ここに掲げておられます心身の故障のため職務の執行ができないと認められたときとか、職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき以外においては、その意に反して罷免されることはないという身分保障に関する規定でございまして。

次に第五十六条、会長に関する規定、会長は委員のうちから委員が互選するのでございまして。

第五十七条は、委員の給付に関する規定でございまして、都道府県条例に譲つております。

第五十八条は、収用委員会の職務に関する規定でございまして。

第五十九条は、収用委員会の運営に関する規定でございまして、収用委員会が定めるという規定でございまして。次に第二節、会議及び審理に関する規定でございまして。

第六十条は、会議及び議決に関する規定、収用委員会の会議は、会長が招集するのでございまして。議決につきましては、会長及び三人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、審理を行ない、又は議決をすることができないよ

うになつております。議決は出席者の過半数を以て決するのでございまして。

第六十一条は委員の除斥に関する規定でございまして、つまり或る事件につきまして、一、二、三、四とございまして、このような縁故関係を持つてゐる者は、この会議の議決に加はることはできないという規定でございまして。

第六十二条は審理の公開に関する規定、これはこの収用委員会の中におきましては新しい規定でございまして。これは公開することになつております。但し、ここにありますような事由、公益上必要があると認められるときは公開しないことができるということになつております。

第六十三条は利害関係人の意見を述べる権利につきまして規定を置いてゐるわけでございまして、これによりまして相当民主的な議事が進行されるように相成つてゐるのでございまして。

第六十四条は会長の審理指揮権に関する規定、審理の手續は会長が指揮をするのでございまして。そして場合によつては指揮権につきまして制限を置くことができるようになつております。

第六十五条、審理又は調査のための権限に関する規定でございまして。収用委員会は、申立が相当と認められた場合につきましては、委員会から進んで積極的にその起業者、土地所有者若しくは関係人、参考人に出頭を命じて審問するとか、意見書の提出を求めることができる。又鑑定人に出頭を命じて鑑定させるというふうな規定を設けてゐるのでございまして。

次に第六十六条でございまして、裁決及び決定の会議等、これはつまり最後の裁決をいたします場合に

なりなつております。裁決は出席者の過半数を以て決するのでございまして。

第六十一条は委員の除斥に関する規定でございまして、つまり或る事件につきまして、一、二、三、四とございまして、このような縁故関係を持つてゐる者は、この会議の議決に加はることはできないという規定でございまして。

第六十二条は審理の公開に関する規定、これはこの収用委員会の中におきましては新しい規定でございまして。これは公開することになつております。但し、ここにありますような事由、公益上必要があると認められるときは公開しないことができるということになつております。

第六十三条は利害関係人の意見を述べる権利につきまして規定を置いてゐるわけでございまして、これによりまして相当民主的な議事が進行されるように相成つてゐるのでございまして。

第六十四条は会長の審理指揮権に関する規定、審理の手續は会長が指揮をするのでございまして。そして場合によつては指揮権につきまして制限を置くことができるようになつております。

第六十五条、審理又は調査のための権限に関する規定でございまして。収用委員会は、申立が相当と認められた場合につきましては、委員会から進んで積極的にその起業者、土地所有者若しくは関係人、参考人に出頭を命じて審問するとか、意見書の提出を求めることができる。又鑑定人に出頭を命じて鑑定させるというふうな規定を設けてゐるのでございまして。

次に第六十六条でございまして、裁決及び決定の会議等、これはつまり最後の裁決をいたします場合に

なりなつております。裁決は出席者の過半数を以て決するのでございまして。

第六十一条は委員の除斥に関する規定でございまして、つまり或る事件につきまして、一、二、三、四とございまして、このような縁故関係を持つてゐる者は、この会議の議決に加はることはできないという規定でございまして。

という公開しないのでありまして、最後の決定の会議は公開しないことになつております。そうして裁決及び決定は文書によつて行われます。この会議に加つた委員は署名押印をするのであります。

第六十七条は審理及び裁決の合同、これは問題になつております土地が二以上の都道府県に跨がっております場合におきまして、関係取用委員会がそれぞれの取用委員会において裁決することが適当でないとき、若しくは起業者の申立がありまして、且つその関係しております取用委員会がその申立を適当と、相当と認めましたときにおきましては、合同して審理して裁決を行うことができるという規定でございます。合同会議につきましては、二項に規定がございます。そしてこの合同した裁決は、この法律の適用についてはそれらの取用委員会が、その裁決の申請に係りますところの土地の全部についてした裁決とみなすということに相成つておるのでございます。

以上であります。

○田中一君　そうすると、二点だけ伺いますが、五十七条の委員及び予備委員は、都道府県の条例で定めるところにより、給与を受けることができるという規定でございますが、給与というのは月給の意味ですか。月給ならこれは税金がかかるのです。これが若し実費支弁、実費支弁と思ふのですが、遠い所からどこに呼ばれるか知らんが、そこに行つてやる場合には非常に汽車賃でも何でもかかるのです。汽車賃とか日当とか含まれるのですか。給与というのはどういう形で給与するのか、

成るべくならば所得税のかからないようにしてやつたら……、我々もそういう意味の給料を受けておるのです。この点を明確にして頂きたい。

○法制局参事(岡田武彦君)　五十七条に給与とございまして、特に実費という言葉を避けたのでございまして、申しますのは、府県の実情によりまして実費主義がいいという県もございまして、又その県の財政力によりましては、相当委員のかたへを優遇するということも考えられるのでございまして、その辺は地方自治の建前から申しまして条例に譲つたわけでございまして、実際の支弁方法は只今御質問のことにつきまして、地方自治の建前と都道府県が条例で当然自主的に定めることとございまして、なおいろいろ都道府県から御相談がありましたときには、又いろいろ都道府県のほうも意見を聞きたいと思つております。

○田中一君　五十二条に、「取用委員会は、委員七人をもつて組織する。」とありますが、七人というのは何かよるところあつて七人としたのですか。

○説明員(高田賢造君)　取用委員会は現行法の取用審査会の規定を民主化するものが今度の改正の狙いでございまして、すでに現行法の取用審査会には人員は七名でございます。できるだけ広くたくさんの方の人を得て、併しながらなお余計に人数が増えまして、十人、二十人という行政機関はないのでありまして、民主的な意味におきまして広く七人で、現行法より減らすことは民主化の精神からいたしまして好ましくないもので、現行法の七人をそのままこの法律におきましては踏襲をしたわけで

あります。

○田中一君　現行法の七人はどういふふうに……、ここにあります字義経験者というのはやはりどういふような人が実際問題において選ばれておりますか。

○説明員(高田賢造君)　現在の取用法の施行法の実際におきましては、会長は法律にきまりまして知事でございます。高等文官云々とございまして、これは都道府県の土木部長、経済部長それから税務署長、又参事委員とございまして、これは県会議員、都道府県議会のかたを議会の互選で選んでおるものが実情でございます。

○田中一君　六十三条のおしまいのほうに、「取用委員会の審理において新たに意見書を提出し、又は口頭で意見を述べることが出来る。」二のほうにも、「口頭で意見を述べることが出来る。」といふことが書いてあります。が、口頭で意見を述べて、それが行動に移る場合、若しも相手方が、おれはそういうことを聞かんと云つた場合には、何でそれを立証するか。口頭で述べてもいいといふことは事務の簡素化で結構だと思ふのですが、今までの習慣ですと、おれはそんなことを聞いた覚えはないぞと言つた場合には、何で口頭で述べたことを立証するか、何か録音機を置いて録音するのかわからぬ。

○説明員(高田賢造君)　改正法の取用の手続の問題でございますが、全体といたしまして、訴訟裁判のように厳格な規定を置かない趣旨でございます。併しながら現行法のように余りにも簡単過ぎて、官権的にきめるということも避けたい、いわばその中間を参りま

して、これをやや理論的に申しますと、一種の調停でございます。而もそれは強制調停の結果について委員会がきめたもの、こういう意味におきまして、一種の強制調停というよりなことを念頭に置きまして案が作られております。そういういたしますと、大体口頭でというものが理想でございます。併しながら重要なことにつきましては、必ず書面でも提出されることに一々この重

要なところにおきましては規定をいたしております。併しながら、あとは成るべく口頭で十分意見の発表を、書面だけではその真意がわからん場合がございまして、口頭の陳述の機会を十分与えたつもりでございます。

○田中一君　そこで口頭で今まで慣習に従うところは少いですが、これは一応結構です。私はこの章は質問ございません。

○岩崎正三郎君　「取用委員会の審理は、公開しなければならぬ。」非常に結構なことなんで喜んでおるのであります。ところが六十六条になると、この「取用委員会の裁決及び決定の会議は、公開しない。」とところで先ず承わりたいのですが、この六十六条の二項には、「裁決及び決定は、文書によつて行ふ。」これは持廻り会議というふうなわけで、何か会議は開かないでただ文書だけでやりますか、どうですか。

○説明員(高田賢造君)　六十二条では審理とございまして、裁決を含まない趣旨でございます。併しながら審理の方法は公開が原則でございますが、裁判の判決に当りますところの裁決及び決定でございます。これは非公開にいたしております。趣旨は訴訟の場合と

その意味においては同じでございます。なおその第六十六条の第二項に「文書によつて行ふ」とございまして、文書が裁決及び決定の成立要件といたした次第でございます。このようない効力を持つ一つの行政処分でございますから、明確に文書によることにいたしたのでございまして。

○岩崎正三郎君　裁判と余り一緒にしないほうがいだらうという意見であつたけれども、それならば私もそういう意見なんです。これは裁判と一緒にやるならば、これは誠に余り面白くないので、そうでないのが結構だと思ふ。ところがこれは裁判のようにやるのだと云つておつて、六十二条には、審理の公正が阻害される虞れがあるときには公開しない、そういう項目があるのだから、努めてそれを活用すれば、これは六十六条でいいのではないかと申すのです。それから審理の公正が阻害される虞れがあるときというのはどういふふうにお考えになつておるか、この点も聞いて置きたい。

○説明員(高田賢造君)　第一点は六十六条の裁決及び決定の意味でございますが、手続全体の進め方でございます。これはやはり裁判ほど厳格なものにしないほうがいいという趣旨で先ほど申し上げましたのでございまして、併しながら裁決及び決定ということとは判決とは同一でございますが、その効力において重要な効力を持つものでございまして、その意味においてはやはり成立要件を不明確なものにしないほうがいい、こういう意味で申し上げたわけでございます。なお六十二条の但書の規定でございますが、これも一言簡単に申し上げたいと思ひますが、先ほど

申上げます通り、委員会の収用手続の審理は裁判と違ひまして、訴訟と違ひまして、一種の強制調停でございます。その意味で調停の一種でございます。調停は調停法のいろいろな例を見ましても御承知でございますように、建前は調停の場合、むしろ完全なる調停という場合には原則が逆でございまして、調停の場合には公開しないのが原則でございます。例外として公開するというのが調停法としての一般の例になつておるのでございまして、そこで収用委員会の審査は先ほど申します通り、これを先ほど来各条文について御覧を頂きましたように、一種の強制調停といたしております。そこでやはり今申します通り、或る意味において裁判とは違ひまして、調停と類似の、むしろ非公開でやつたほうがまとまりがいい場合が多いのでございまして、その趣旨からいたしまして、広く公益上必要ありと認めるときは公開しない、そういうふうな趣旨で但書の条文が挙つておるのでございまして、そこで公益上必要があると認めるときはどういう場合かと申しますと、今申しました通りに、当事者互譲の精神で、一般の公開の場合でないほうがいろいろ審理するというのがあるという場合もありましようし、又一つの例として、ここに一つの例として挙げましたように、審理の公正が害されるというふうな場合も一つの例であると考えたのでございまして、これはむしろこの条文の意味は公益上必要ありと認めるときはというところに主眼があるのでございまして、非常にこの点は裁判の場合と違つて考えた次第でござい

○岩崎正三郎君 折角公開にしなければならぬという立派なことを言つておきながら、さつぱり実質においてはさうでないように思ふのですが、勿論裁判官のうちにちゃんと所定の法律によつてきちつとした者が裁判するならば、場合によつてはそういうことも結構だけれども、こういうふうな単に県知事が県会の承認を得て法律、経済、行政に優れたかたを委員にして、それでいろいろ複雑な権利を処分するといふことになつて、而も殆んどこれはいつでも審理の公正を害されるということがあるて、而も最後の決定の場合には殆んど絶対公開でないというところでは、誠に本當は民主的であるような恰好をしておいて實際はいつでも非民主的にこれはやられると私は思われる、そこを心配するのでかような質問をしておるのでありますが、何とかこれはもう少し本當に公開主義を徹底されるようにするお考えはないか。

○委員外議員(岩沢忠彦君) 只今の岩崎さんの質問御承知ですが、この改正の本旨は六十二条の前段にありますところの公開というのを重要視しておるわけで後段のこの法律上支障があることを認めるというふうな場合はよほどの厳格さを以つてやりたい、こういうふうに考えております。今の高田君の説明だと、如何にも公益上の必要あるからというので、そのほうへ重点を置くような説明をいたしましたけれども、この改正の趣旨としては飽くまでも公開を原則とする、こういうふうなことで進めて行きたい、こう思つております。それから六十六条の決定の際における非公開といふことは、多少矛盾はしておりますけれども、併し関係者のうち相當利害関係者が提出して、それを直ちに七人の委員が裁決するといふようなことは最後の段階であるから、これは非公開でいいじゃないか、こういうふうな結論に相成つた次第でございます。

○岩崎正三郎君 それでは私もこれは飽くまでも公開主義を原則としてこれを中心としておるので、かような公開をしないことができるということはほんの補助的なものであると了解してよろしうございませう。

○説明員(高田賢造君) ほんの一言説明を附加えまして頂きますが、現行法におきましては、審理の際に当事者の出席権を認めておりません。今度の改正法におきましては、今申上げましたように、六十二条の規定は原則として建前として公開でございます。のみならず新法におきましては当事者の出席権を認めておるのでございまして、この点が現行法と新法の場合に実質的に非常に大きな違いなのでござい

○委員長(小林英三君) 次は六章。

○法制局参事(岡田武彦君) 第六章、損失の補償の御説明を申し上げます。第一節の収用又は使用に因る損失の補償の規定でございます。第六十八條は損失を補償すべき者の規定でございまして、当然これは起業者が補償しなければならぬ規定でござい

ましたけれども、この節におきましては、替地の提供その他補償の方法について規定が載つておるわけでありまして、それはあとから八十二条以下について御説明申し上げます。

第七十一条、これは補償額算定の時期でございまして、これは新しい規定でございまして、これが現行法上いろいろ学説が違つておりますので、法律的にこの規定によりまして、裁決のときの価格によつて算定して補償しなければならぬという解釈的の規定を設けたのであります。

第七十二条、土地の収用の損失補償、これにつきましては、土地につきましては、近傍地の取引価格等を考慮して、相當な価格をもつて補償しなければならぬというふうな規定であります。

第七十三条は土地の使用の損失補償、これも大体似た形でありまして、使用する土地に対しては、その土地及び近傍地の地代、借賃等を考慮して相當な価格をもつて補償しなければならぬ、という規定でござい

第七十四条は残地補償、これは同一の土地所有者に属する一団の土地の一部を収用し、又は使用することに因つて残地の価格が減少し、その他残地に関して損失が生ずるときは、その損失を補償しなければならぬ。これは現行法通りであります。

第七十五条、工事の費用の補償、これも現行法通りでございまして、収用による工事についての費用の補償であります。

第七十六条、残地収用を請求する権利に関する規定、これも現行法通りでありまして、残地を従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、全部の収用を請求することができるといふ規定であります。

第七十七条、これも現行法と同じ規則でありまして、移転料の補償に関する規定であります。

第七十八條、これは現行法にありまして、これも移転困難な場合の収用請求権でありまして、その物件を移転することによつて従来利用しておつた目的に供することが著しく困難となる場合には、その所有者はその物件の収用を請求することができるといふ規定であります。

第七十九條、移転料多額の場合の収用請求権、これも現行法にございまして、移転料を払うよりも収用してしまつたほうが早いというときは起業者はその物件の収用を請求することができるといふ規定でござい

第八十条は物件の補償、前二条の規定によりまして、物件を収用する場合におきまして、それに対する価格についての基準を設けたわけでござい

第八十一条、これも現行法にございまして、土地の使用に代りますところの収用の請求、これは条件がついてなければ現行法通りでございまして、土地を使用する場合において土地の使用が三年以上に亘りますとき、土地の使用によつて土地の形質を変更するとき、又は使用しようとする土地に土地所有者の所有する建物があるときといふ条件が付いておりまして、そのときには土地所有者はその土地の収用を請求することができるといふ規定でござい

その次から七つこれが眼目の点でござ

でございまして、八十二条から八十六条までがいわゆる現物給付と申しますか、現物補償に関する規定でございまして。

第八十二条は土地所有者が舊地を要求できる、場合によりましては例えは地上権者が別の地上権を要求できるという規定でございまして、これを収用委員会に要求することができるとございまして、この場合において場合を分けて、第二項においては土地所有者又は関係人が相手方の起業者の所有する特定の土地を指定して要求して来た場合においては、その要求が相当であるかつ舊地の譲渡が起業者の事業又は業務の執行に支障を及ぼさないと認めるときは、舊地による損失の補償の裁決をすることができるとあります。

それから第三項は土地所有者又は関係人が土地を指定しない土地を指定して要求して来た場合において、収用委員会は、その要求が相当であると認めるときは起業者に対して舊地の提供を勧告することができるとあります。そうしてこの勧告に基づいて起業者が提供しようとする舊地につきまして、土地所有者又は関係人が同意したときは、委員会は舊地による損失の補償の裁決をすることができるとあります。で特に末項第七項にございまして、起業者が提供すべき舊地につきましては、土地の権利の内容等を総合的に勘案して、従前の土地又は土地に関する権利に照応するものでなければならぬというふうなこれを制限しておるのであります。

第八十三条は、耕地の造成でありますして、その収用される土地が耕地であります場合におきましては、その舊地

が耕地になつておらない場合において、耕地に直してもらうということをお要求することができるとなつております。この場合にはやはり委員会がその要求が相当なりと認めるときにおきましては、耕地の造成による損失の補償を舊地による損失の補償に併せて裁決することができるとあります。その場合に耕地の造成を確保するために、第三項にございまして、起業者が耕地の造成のための担保を提供しなければならぬ旨の裁決をすることができるといふ規定もございまして、その被収用者の権利を保護しておるわけでございます。

それから第八十四条でございまして、これは工事の代行による補償でございまして、これもやはり土地所有者又は関係人は、これを金銭に代えまして、その工事を起業者に行なつてもらいたいということを要求することができるとございまして、この場合におきましては、起業者側からいたしましてこの要求ができるようになつております。

それから八十五条は、移転の代行による補償でございまして、これは移転料に代えまして、起業者が当該物件を移転してもらふということを要求する、これにつきましてもやはり起業者側も要求することができるようになつております。

それから八十六条でございまして、これは宅地の造成でございまして、これはやはり移転先の土地が宅地以外の土地であるときにおきまして、土地所有者又は関係人は宅地の造成を要求することができるとございまして、これにつきまして、裁決を行ひ得ることになつております。

なつております。この八十六条までが新しい現物補償の制度を謳つたわけでございます。

八十七条は、これに伴う手続的な規定に相成つております。それから八十八条、これも現行法に不明瞭でございましてけれどもあるものでございまして、特に詳細に通常受ける損失の補償の内容を規定しておるのであります。特にここにございまして、転に離作料、営業上の損失、建物の移転による賃貸料の損失という例示をいたしまして、詳細に規定をいたしておるのでございます。

八十九条、これは損失補償の制限の規定でございまして、これは現行法と同様の規定に相成つております。それから九十条、これは新しい規定でございまして、起業利益との相殺の禁止に関する規定でございまして、被収用者の残地がこの起業を行なつたために値上りになりましても、補償金についてそれとの相殺をしてはいけなという規定に相成つております。

第二節、測量、事業の廃止等による損失の補償を規定しております。九十一条測量、調査等による損失の補償、これは先ほど御説明いたしました立入り等によりまして損失を受けたものに対して補償しなければならぬという規定でございまして、それから九十三条は、事業の廃止又は変更等によりまして損失を生ぜしめられた場合におきまして、やはり土地所有者又は関係人に補償しなければならぬという規定でございまして、九十三条、これは新しい規定でございまして、土地を収用若しくは使用したことに伴ひまして、この問題にな

つておる土地若しくはその残地以外の土地につきまして道路を造るとか、溝を作るとか、その他の工作物を新築し、改築し、増築する必要があると認められるときにおきましては、起業者はやはりその工事に要する費用の全部又はその一部を補償しなければならぬのであります。この場合におきまして、起業者のほうからも、又損失を受けたほうからも、金銭に代えまして起業者が当該工事を行うことを要求することができるようになつております。

この要求は、事業に係る工事の完了の日から一年を経過した後においては請求することができないというふうになつておまして、これは原因関係が一年以上たつた場合はつきりいたしませぬので、この程度に打ち切つて置こうという趣旨でございまして。

第九十四条、これはこの前の三条にあります損失補償につきまして、両当事者におきまして協議が整わない場合におきまして、やはり収用委員会の裁決を申請することができるといふ規定でございまして、これにつきましては、いろいろとあとのほうに裁決に関する手続を規定してございまして、先ほど御説明いたしました収用委員会の会議及び審理に関する規定、即ち第五章第二節の大部分をこの場合に引用いたしておるのでございます。これが第六項でございまして、あと説明を省略させていただきます。

○赤木正雄君 概念的に申しまして、これは結構ですが、仮に洪水調査その他大きな堰堤を造るような場合、その地方にたくさん耕地がある場合に、この法律によりまして、その耕地をどこか舊地を要求することができるといふ

か。

○委員外議員(岩沢忠義君) 若しその附近に適當な土地がある場合には、舊地を請求することができるようになってあります。但し従来からの例によつて、大きなダムを造るとその上流における町村、一部落が離村しなければならぬと、こういうことで、今の電源開発が非常にトラブルが起つておる。將來も相當起るのではないかと思ふのですが、そこで問題は、まあ大体その部落の人は長い間にそこに住んでおつたのだから、できるだけその近在にいたいというのが人情であらうと思ひますが、併しそういう山間部においてはそういう適當な所がない。従つてその一部落がどこか適當な所に集団移転をしなければならぬというふことが往々にして起るだらうと思ふので、その場合に於いて、ただ金銭だけの補償にして行けば、結局生活の根拠を失うのだから、そこで適當な所があり農地があれば、それを又農地調整委員会の承認を得て異知事の認可をとつて、これに収容するか、若しそういうことができないとすれば、適當な造地計画、開墾地なんかがあるとすれば、一応それを代行して、そのほうに行くようにするといふような方法を今現在實際やつておるやつを、この際法文化するといふのが今度の土地収用法の趣旨といふことになるわけでありまして。

○赤木正雄君 仮に群馬県沼田の下にできると、その場合にその耕地は全部湖底になつてしまふ。あの附近にはこれという耕地はないかも知れませんが、併し土地の所有者はどこか自分たちが生活するために適當な場所を探してくれと、そういう場合にやはり起業

者は適當な場所を探して、適當な耕地を造つてやらなければならぬということになるのですか。

○委員外議員(岩沢忠泰君) そうです。

○赤木正雄君 そうする、その仕事ができるまではその土地を移転しなくてもよいと、こういうことなんですか。

○委員外議員(岩沢忠泰君) どういうことですか。

○赤木正雄君 耕地ができてしまつて、自分らがそこに移転して生活ができ得るようになるまでは、土地を収用されてもその土地におつてよいことになるのか、どうなんですか。

○委員外議員(岩沢忠泰君) それはまあその仕事の進捗の程度によつてそれに並行的にやらないと、こちらのほうの造地ができるまでは仕事を休まなければならぬというようにに相成るかと思うのですが、それは適當にそういうふうなことを承諾すれば、先ず基礎工事などを徐々にやり、かたわら又造地計画を進めて行くというふうなことになるのではないかと思うのです。

○田中一君 二、三点質問しますが、第一に六十八条の起業者の補償という言葉ですね、これには利益が含まれていないと考えますから、無論事業税はかかるものと思ひます。併しなから所得には違ひないのですが、税関係はどうなるのですか、免税とかいうような措置がとられるのですか、その点を伺ひたいと思ひます。

○政府委員(江崎一君) この問題は、実はこの立法の際に非常に問題になつたのでありまして、御承知のようにこの収用される側の補償を完全にやるといふ建前からいたしますれば、それによつて補償された金銭補償、それに對

しての税は免税すべきである、こういう理論が生れて来るのでございます。そうして現在においても或る程度運用でそれが行われておるといふのが實際であります。併しながら今回大蔵省関係で提出いたしました法案の中に、こうした土地収用法によつて損失補償を受けたものに對して一つの再評価税を課する、大体再評価によつて従前の価格との差額に相當する部分に對して六%というものがかかる、こういうことになつております。これは今の完全なる補償の建前から参りますと、非常に矛盾しておるといふ問題が出て来るわけでございます。結論的に申してそれを如何に解決するかというところが問題になる、私どもの考えとしましては、完全補償の理論をとるならば、これは起業者が負担してやらなければならぬ、こういうことで結論を求められたのであります。併しながら一面、税法の將來の改正その他のことを考えまして、これが免税措置が講ぜられるというところが明らかになりますれば、それで筋は通る、こういう關係になつて来ると思ひます。

○田中一君 今の解釈で若しもこれに六%課税されるとするならば、これは起業者が負担する、こういうことで了解していいわけですね。

○委員外議員(岩沢忠泰君) そうです。ですから例へば完全保償というよりなことで六%の、百万円なら百万円補償して、その六%やれば六万四千税に取られる、だからして従つて今度は起業者は百万円なり百十万円くらいやつて、手取り百万円になるようにやらなければ完全補償の実績は率らない、こういうことになるわけでありませう。

○田中一君 ここに非常に私が一番心配するというのは、舊地補償の問題ですが、金銭補償では到底収用法が円満なる収用ができないのです。ここにいろいろ測量、調査等による損失の補償とか、事業の廃止又は変更等による損失の補償の問題とか、非常に親切に書いてあつて結構だと思ひますが、慰料的なものにはこれに含まれる場合があるのではありませんか、ないのでしょうか。慰料、精神的な補償です。精神的な、金銭或いは何か代えての補償、そういうものは含まれる場合があるのでしょうか、ないのでしょうか。

○委員外議員(岩沢忠泰君) 精神的な慰料といふことは、ちよつと解釈的な限界がわからないから、それは何かほかの面においてそういうものには加味して補償料を出すのじやないか、従来も大体そういう方向に行つておるのですから、この法文ではそういうふうな運用によつて適當に行けるだらうと私は思つております。

○田中一君 もう一点ですが、この九十三条です。この間接的な、収用し又は使用する土地以外の土地に關する損失の補償、これは一年を経過した後ににおいては請求権がなくなつてしまふというところについて、こういう場合を想定されるのです。例へばダムを作りまして、或いは河川改修をやりまして、土地の嵩上げをした、これは当然今までの二十年、三十年、五十年の過程においては、その程度の嵩上げなら心配ない、水は必ず入つて来る、こういうふうなことであります。ところがそれが湯水期に入つて、非常な湯水の時期に達して、そのために水が困難である、併し一年半目にそれが来た、決定した後一

年半目にそれが来て、一年を経過した後にそういう事象があつて、その原因といふものは嵩上げをしたために起つた、御承知の通り向うのほうからやつて来て、一里も二里も先にそういう現象が起る、これはこういう場合には天災地変といふのですか、そういうことが一つの原因であります。もう一つ直接の原因といふものは、土地の嵩上げをしなければ、或いは土地の土盛をしなれば、水が来たのだ、併しながらそういうことのために駄目になつたという原因がそこにあつたけれども、一年以内に発見できない場合はどういふ形でそれを請求するか、それがいろいろの収用委員会ばかりでなくて、あらゆる観点から調査した結果、この土地の嵩上げをしなければ水が来たのだ、こういうこと、もう一つ逆の場合は、水が来過ぎて困るといふ場合、却つて、水が少いときでなくて、雨量が、一年を経過した後に雨がふると降つた場合、災害と見るべきものでなく、もう少し技術的な注意があれば、水がとまるという場合がありますね。それもそのやつた一年間はそういうことがなくて、一年後にそういう事象が起きたという場合に、判定するのはどういふふうにするか。

○委員外議員(岩沢忠泰君) その一年といふことはなか／＼議論のあるところでありませうけれども、この収用法のこの収用以外の土地の損害補償という点に對しましては、結局その工事によつての直接原因によつて生ずるものについての補償といふことを當然考へておる。今田中さんのお話のような、その範圍は予見し得る程度のもは當然そこに補償しなければなりません、

一年半後にそういう現象が起るか、或いは二年後に起り得るというやうなことは予見し得ないやうな状態に相成ると思ひます。併しながらこの工事をやる前に、これらの水がたぐさん来過ぎる、勾配がきつくなるからたぐさん来ると非常に困る、或いは又この工事をやるために土地が沈下する、地盤の關係上當然地盤が沈下するといふやうなことがはつきりわかれば、それに対する代行工事をするとか、或いはそれに対する補償は當然してもいいと思ひます。予見し得る範圍内においては……、そういうやうな意味においては余り長い期間、予見し得る期間を二年なり三年なりといふことはどうかといふので、せい／＼ういつたやうな現象は一年以内において現れるのじやないかという意味から、一年といふことを限定したわけでありませう。

○田中一君 雨はそんなに簡単にこちらの予見し得るやうな降り方はしません。又日照りは我々が予見し得るやうな日照りはありません。この問題は大きな問題です、一年に限定されることは……、一年が妥當か、二年が妥當か、日照りも予見できないし、雨も予見できない。それを一年に限定することとは、無論技術的な欠陥といふか、人間の力では及ばないものがあるかも知れませうけれども、もう少しそれを緩和する方途を何らかの形でとらなければいけないじやないかと思ひます。それはそういうことを管理局長は技術屋でないからおわかりにならないと思ひますが、提案者はそんなことはもう数十年前からやつて来て、當然そういう問題にぶつかつておると思ひます。これ

は赤木先生などはそういうことばかりで苦勞なすつておられるのですから、私より痛切に考えられておられると思うのです。これはただ活字で一年と書いたから、一年できめようというところはこれは甚だ不親切です。だからこれを實際に技術上の欠陥がある場合もありまゝ。それから天災地変によるものというものはあるかも知れません。それから自然現象によるもの災害が三百六十六日目に起きた場合というようにも考えられます。二年後も考えられます。二年、三年とあなたはおつしやいますけれども、三百六十六日目に起きた場合にどうするか、それは成るほどこれはおれのほうが悪かつたという場合、どうするか、これはやはりこの法律は非常にいい法律だから、もう少し画龍点睛の氣持でそれを御考慮願ひたい。若しこの際修正がでなければ、何らかの形でその考え方を織り込んで頂きたいことを希望いたします。それは提案者がどこまでもお前の言うことは正しくないから、これはもうこれでいいのだとおつしやればいたし方ありませんが、一つ御意見を伺いたい。

○政府委員(森江操一君) 今の田中委員の御発言は非常に重要な問題でありまして、実は私も非常にその点は慎重に考えておるわけでございます。ただ一言申し上げておきたいと思ひますことは、すでに御研究願つたと思ひますけれども、この起業損失補償の制度はこのたの法規に初めて織込んだものでございます。従つてやや我田引水であります、従来の規定に放置しておけば、これは法律上工事による損害補償という問題も成立しない、即ち結局泣き寝入りには法律上はならなけれ

ばならないというところでこの規定を特に加えたわけですね。田中委員のおつしやるようにこれが一年でよい、二年でよい、工事の性質によつてそういったような統計その他が整備いたしましたならば、恐らくこの一年間の期間にはもう少し科学的に合理的にできる場合が或いは考えられるかも知れません。併しながら現在あります外国の立法例その他を参酌いたしました、一応一年ということをお考えました。それで、その間に大体予見し得るものが出て来るのではないかと云ふような配慮で以て一応規定いたしました。ただ立案過程をちよつと申上げたのでござい

ます。

○田中一君 赤木先生の智慧をちよつと借りたのですが、この一年ということとは妥当でしょうか。

○赤木正雄君 この次やりますよう。

○田中一君 見逃されると困ります。

○赤木正雄君 この次に……私よく考えておりますから、どうぞ今日済みはしないのですから、明後日どうぞやるのですからそのときまで……

○田中一君 まだ了解いたしませんから次に……

○赤木正雄君 仮りに農調法ですね。土地の所有者が一歩七、八十円で買ったが、土地を……その場合に道路法の問題が出て来ますが、一部土地をどうしても収用しなければならん、土地の所有者は今日では僅か七、八十円で買った土地を十数万円ぐらいになら離さん、こういう場合があるのです。その点どうなんですか。

○委員外議員(岩沢忠泰君) 實際の例から申しますと、農地調整法によつて

非常に安い値段で買収せられる、ところが現実に工事を施行する場合においては、やはりそのときの時価によつて大体買収をしている、国の仕事においてもそれをやつておるので、必ずしも八十円で買収すると、八十円を強制するのではない。又それを不当に時価以上の十数万円に売るといふことになる。結局争ひの因になつて収用委員会というものに転げこんで来ると考えております。

○赤木正雄君 この問題は提案者の御説明の通りと思ひます。今日土地を収用するものは實際困つてゐるものが多いのです。そのために非常に龐大な価格をかけて収用するため實際に仕事はできない、非常に全国にそういうことが多いのです。そうすると大体その府県の現在の価値を標準として買収するのですね。

○委員外議員(岩沢忠泰君) そうです。

○赤木正雄君 今の買収は非常に結構ですが、現在としては大体これはなんですか、現在の所有者が土地を替えてもらつて、或いは農地をなくしたためにほかに農地を作つてもらふ、従来と今度といった場合損得はないといふことを大体標準としてやつてゐるのですか、どんなですか。

○委員外議員(岩沢忠泰君) お説の通り大体そういうものを基準にしてやらなければならん、ただここで申上げておきたいことは、買付け、そういう農地の場合、今の農地調整法で大体所有者はきまつておる、それで或る一人が農地を取られて、それで或るこの替地をもらいたいといふ場合において、この法文には替地を云々と書いて

ありますが、實際問題としてそういうことが果して得るかどうかが非常に疑問に思つておる、併し従来のような實際の例から申しますと、やはり起業者はそういう斡旋をして仕事を進めるというところはしてゐるのですが、これは何ら法的根拠なしにやつてゐるもので、これを今度明確に法文の上で謳つておる、従つて両方とも改正云々について、意見を吐露して、そうして事業主に対して協力してもらうという方法になつたことは非常に結構なことだと考えておるのです。

○赤木正雄君 それは私も同感で、御承知の通りにTVAが非常にうまく進んだといふことも、今までの所有者が従来の土地よりも却つて替地に行つて、従来以上に土地を用いておる、できるならばそこまで行つてもらふと非常に結構です。少なくともブラ

ス、マイナスのないところまで行けばこれは非常にいいと思ひます。それだけですね。

○岩崎正三郎君 今のお話のように折角替地の結構な立法ができたといふことは結構だが、實際替地をしようといふことができて、替地がなかつたらなんにもならないことなんで、最近いろいろ大きな電源開発に関するダムとか、或いは方々の開発工事ですか、利根川関係のものが出ておるんですが、そういうところも今後考へて行かなければならんものですが、そういうものに對して責任者はそういうことも考へになつたのですか。新たに幾ら条文で替地と謳つても替地がないことが私は多いと思ふんです、現状において

は、だからそれを替地させるような適当な土地をお考へになつておるのかどう

うか。

○委員外議員(岩沢忠泰君) その問題はやはり電源開発の問題についてダムを作る場合において、できればその附近に替地があつて移転をするといふことは最も被害者に対しては望ましいことだと思ひます。併し實際問題としてそういうことができないことがまあ大部分だらうと思ひます。そうするとそういう人に対して替地を考えなければならんといふようなことに對しては、やはり従来の自分の村よりも離れた個所に替地があれば、これはやはり起業者がそれに対して代行して耕地を造成して、ここに移転を奨励するといふようなことをしなければならんと思ふ

です。

○岩崎正三郎君 今後相當の電源開発の問題がございします。例えば小貝川の問題もいろいろ問題が起きて来ると思ひます。折角こういう替地の問題といふことをかように御親切にやつてゐる以上は、それに對して、これはどんなに質問していいか、或いは安本長官にするのかも知れませんが、そういう實際替地をするんだ、してやりたいたいと言いがら、そういうものに對して實際的に手を打つてゐるかどうかといふことを聞きたいのです。

○委員外議員(岩沢忠泰君) 今の岩崎さんの御心配は実に私も心配しておるんです。だからさういつたような場合、例えば小貝川の付け替えによつて、或る一部分の犠牲によつて大部分の人が利益を受けるというような場合においては、やはりこれは法文に云々することができませんけれども、利益を受ける人が多少犠牲者を救済する意味において、或いは適當な農地を分割

提供するという互譲の精神によつてこの問題は解決する、解決せざるを得ないのじやないかと思ひます。實際問題として取られ放しにして、おれの所は全然善地なんか出さないのだというようなことは当然起り得る可能性が多分にあると思ひますが、そういうような場合においてはやはり利益を受ける人が多少でも被害者に対して同情の念を持つて何とか救済するというような方法で解決せざるを得ないと思ひます。併しこれは法文にはそういうことは全体的に響くものですか、どうにもできない問題であります。

○岩崎正三郎君 今小貝川の話が出ましたが、受益者が幾らか分けてやつたというふうなお話ですが、このこともあのショート・カットによつて二、三百万町歩の地所がなくなる。そうするとそのために利益を受ける面では一体一人の農家ではどのくらい分けられたいのかというふうなお話を聞いて見ると、まあ一段か二段です。これは今日の零細な農家においてはなかなか一段歩なんという地所は分けられないです、實際において……。そういうことを考へて行くと、私は本気になつて新しい地所を、農地を開拓するといふような、電源開発或いはそのための工事と同時に私は真剣になつて総合的な開発をしなければならんというところを考へなければならん。こういう立法をいたす以上は、一体そういうものに対してこれは岩沢さんに聞いても仕方ありませんが、併しお聞きします、立法者その他一つ本気になつてどういうふうな考へておられますか。私どもが今利根川問題で大変苦労しましたけれども、これもそういう意味で全体

的にものを見て解決したいというつもりでやつておるのではありませんか、こういう問題に対して岩沢さんは言われましたが、一つそういうことについて私はこれは政府に實際聞きたいのです。こういう立派な立法を出して頂いて有難い、又やるべきである。そのためには本気になつてそういうことを考へておかなければ、結局喜ばせるだけでちつとも意味をなさぬし、これでは又日本の本當の意味の総合的な開発もできなくなつて来る。そこで私は切に希望し、又提案者のほうも、勿論これは政府に言いたいのですが、本気になつて考へて、至急こういう方面に対して実際の協力を、手を打つてもらいたいという希望を申述べて置くわけですが。

○委員外議員(岩沢忠恭君) 今岩崎さんのお話の、結局法文にこの善地云々というところを明確に規定をいたしてたのでありますから、従来のようにただ任意的に善地言々というよりも、よほど力強く起業者側もこの善地について強く動いて、そうしてやるということとは非常に今度の新法の特徴ではないかと思ひます。従つて御心配になることは御尤もだと思ひますが、例えば小貝川におきまして、あの附近一帯を総合計画的にやりますと、今湿地帯で殆んど農地としては効用をなさないといふものを取上げ、或いは又小貝川が決壊したために随所にあの附近において大きな池が生じておるのですが、こういうものを埋め通して、そうして農地に造成するということも善地の一つの方法ではないかというふうにも考へるのであります。要するに起業者としてはこの法文に照して、被害地から善地するのだという強い要望があれば、それに対して真剣にこれを解決し得るように持つて行くようになると思ひます。

○田中一君 この九十四条の六です。これはちよつと部長からでもさつとでいいですから、説明してもらえませんか。

○法制局参事(岡田武彦君) 第六項でございませう。

○田中一君 私はちよつとはつきりしないものだから……。

○法制局参事(岡田武彦君) 準用する規定を掲げているのでございませうが、第六項におきまして第五十条を引用いたしております。第五十条というのは和解の規定でございませう。この場合におきまして和解の勧告ができるという規定でございませう。

それからその次第五章の第二節でございませう。第五章第二節と申しますのは、収用委員会の手続に関する規定でございまして、これもやはり収用委員会がこの場合におきましてこういう規定に従つて審議するのである、そうしてただこの場合において条文をいろう／＼掲げてあります、準用する場合において読替えませんと意味が通じない場合がある、六項の二行目に、この場合において、第五十条、第六十一条第一項といふ／＼とございませうが、この五十条の場合におきまして、五十条の第一項をお開き下さいますと、五十条の第一項に起業者、土地所有者及び関係人という字句を使つてございませう。これを裁決申請者及び相手方と読替えるのでございませう。

○田中一君 実はこの条のこの項が一年以下の懲役又は三万円以下の罰金になつてゐるのです。これはこのように非常に重大な刑罰を適用すべきものですか。このような苛酷な刑罰を科さなければならぬのですか。百三十八条第一項、第二百二十四条第三項、それから九十八条といふ／＼ありますが、これがこのような苛酷な刑罰を……、第九十四条の六項に挙げたものだけを言つても、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金を科さなければならぬ性質のものであるかどうか、これはどういふ……、或いは立法上の慣例からこういうことが起るのかも知れませんが、成るべくそうしたような精神はもう少し緩和された方向で行くべきじやないかと考へるのです。罰則をかけるまで追込んで行くといふことはいいのではなないのですから、その点については何か根拠があるのか、立法上の慣例によつたのか、御説明願ひます。

○法制局参事(岡田武彦君) 今御質問のございませうが、例として百四十一条でございませうが、この一号に書いてありますのがいろう／＼条文を引張つてございませうが、結局は罰せられますものは、収用委員会に出頭を命ぜられた鑑定人が虚偽の鑑定をしたとき、この場合に一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処するわけでありまして、つまり土地使用者だけじやございませんで、たま／＼呼ばれまして鑑定人が虚偽の鑑定をしたときに科した罰則でありまして、これは大体法務府とも十分打合せまして立案したものでございませう。

○小川久義君 約束通り進行したいと思ひますので本日はこれで散会を願ひます。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○委員長(小林英三君) それでは明日は委員会を休みまして、明後日は土地収用法案及びその施行法案、北上川開発法案を議題にいたします。本日はこれで散会いたします。午後五時十九分散会。出席委員は左の通り。

○委員外議員(岩沢忠恭君) 今岩崎さんのお話の、結局法文にこの善地云々というところを明確に規定をいたしてたのでありますから、従来のようにただ任意的に善地言々というよりも、よほど力強く起業者側もこの善地について強く動いて、そうしてやるということとは非常に今度の新法の特徴ではないかと思ひます。従つて御心配になることは御尤もだと思ひますが、例えば小貝川におきまして、あの附近一帯を総合計画的にやりますと、今湿地帯で殆んど農地としては効用をなさないといふものを取上げ、或いは又小貝川が決壊したために随所にあの附近において大きな池が生じておるのですが、こういうものを埋め通して、そうして農地に造成するということも善地の一つの方法ではないかというふうにも考へるのであります。要するに起業者としてはこの法文に照して、被害地から善地するのだという強い要望があれば、それに対して真剣にこれを解決し得るように持つて行くようになると思ひます。

○田中一君 この九十四条の六です。これはちよつと部長からでもさつとでいいですから、説明してもらえませんか。

○法制局参事(岡田武彦君) 第六項でございませう。

○田中一君 私はちよつとはつきりしないものだから……。

○法制局参事(岡田武彦君) 準用する規定を掲げているのでございませうが、第六項におきまして第五十条を引用いたしております。第五十条というのは和解の規定でございませう。この場合におきまして和解の勧告ができるという規定でございませう。

それからその次第五章の第二節でございませう。第五章第二節と申しますのは、収用委員会の手続に関する規定でございまして、これもやはり収用委員会がこの場合におきましてこういう規定に従つて審議するのである、そうしてただこの場合において条文をいろう／＼掲げてあります、準用する場合において読替えませんと意味が通じない場合がある、六項の二行目に、この場合において、第五十条、第六十一条第一項といふ／＼とございませうが、この五十条の場合におきまして、五十条の第一項をお開き下さいますと、五十条の第一項に起業者、土地所有者及び関係人という字句を使つてございませう。これを裁決申請者及び相手方と読替えるのでございませう。

○田中一君 実はこの条のこの項が一年以下の懲役又は三万円以下の罰金になつてゐるのです。これはこのように非常に重大な刑罰を適用すべきものですか。このような苛酷な刑罰を科さなければならぬのですか。百三十八条第一項、第二百二十四条第三項、それから九十八条といふ／＼ありますが、これがこのような苛酷な刑罰を……、第九十四条の六項に挙げたものだけを言つても、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金を科さなければならぬ性質のものであるかどうか、これはどういふ……、或いは立法上の慣例からこういうことが起るのかも知れませんが、成るべくそうしたような精神はもう少し緩和された方向で行くべきじやないかと考へるのです。罰則をかけるまで追込んで行くといふことはいいのではなないのですから、その点については何か根拠があるのか、立法上の慣例によつたのか、御説明願ひます。

○法制局参事(岡田武彦君) 今御質問のございませうが、例として百四十一条でございませうが、この一号に書いてありますのがいろう／＼条文を引張つてございませうが、結局は罰せられますものは、収用委員会に出頭を命ぜられた鑑定人が虚偽の鑑定をしたとき、この場合に一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処するわけでありまして、つまり土地使用者だけじやございませんで、たま／＼呼ばれまして鑑定人が虚偽の鑑定をしたときに科した罰則でありまして、これは大体法務府とも十分打合せまして立案したものでございませう。

○小川久義君 約束通り進行したいと思ひますので本日はこれで散会を願ひます。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

委員	岩崎正三郎君 赤木 正雄君 小川 久義君
理事	小林 英三君
委員外議員	岩沢 忠恭君
衆議院議員	黒澤富次郎君 井出一太郎君
政府委員	建設省管理局長 澁江 操一君 建設省都市局長 八嶋 三郎君
事務局側	常任委員 武井 篤君 常任委員 菊地 璋三君 常任委員 岡田 武彦君 参事(第三部長) 高田 賢造君 法制局側 局総務課長 高田 賢造君